

民法（債権関係）の改正に関する論点の検討(21)

目次

第1	契約の解釈	1
1	契約の解釈に関する基本原則	1
2	条項使用者不利の原則	4
第2	法定債権に関する規定の見直しの要否等	6
1	法定債権の不履行による損害賠償に関する規定の要否	6
2	その他の規定の見直しの要否等	10
第3	その他の論点	13
1	民法第403条の見直しの要否等	13
第4	消費者・事業者に関する規定	14
1	消費者に関する規定	14
2	事業者に関する規定	22
第5	規定の配置	27
別紙	比較法資料	1
第1	契約の解釈	1
	〔ドイツ民法〕	1
	〔オランダ法〕	1
	〔フランス民法〕	1
	〔フランス民法改正草案（カタラ草案）〕	2
	〔フランス民法改正草案（テレ草案）〕	3
	〔フランス民法改正草案（司法省草案2008年版）〕	4
	〔DCFR第2編第8章 解釈 第1節：契約の解釈〕	4
	〔ヨーロッパ契約法原則〕	6
	〔ユニドロワ国際商事契約原則〕	7
第2	弁済通貨に関する立法例の概要	8
	〔ドイツ〕	8
	〔フランス〕	8
	〔イギリス〕	11
	〔アメリカ〕	11
	〔ヨーロッパ契約法原則〕	13
第3	消費者・事業者に関する規定	13
	〔ドイツ民法（消費者概念を含む条の見出し）〕	13

〔オランダ民法（消費者概念を含む条の見出し）〕	17
〔フランス消費法典（目次）〕	17
第4 規定の配置	22
〔カンボジア王国民法〕	22
〔ロシア民法〕	25
〔オランダ民法〕	29
〔ケベック民法〕	35
〔イタリア民法〕	38
〔スイス民法〕	43
〔スイス債務法〕	44
〔ドイツ民法〕	45
〔スペイン民法〕	49
〔オーストリア民法〕	54
〔フランス民法〕	60

※ 本資料の比較法部分は、以下の翻訳・調査による。

- ロシア民法・オランダ民法・ケベック民法・イタリア民法・スイス民法・スイス債務法・ドイツ民法・スペイン民法・オーストリア民法・フランス民法・フランス民法改正草案（カタラ草案・テレ草案・司法省草案2008年版）・フランス消費法典
石川博康 東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員
石田京子 早稲田大学法務研究科助教・法務省民事局参事官室調査員
角田美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
幡野弘樹 立教大学法学部准教授・前法務省民事局参事官室調査員

- ヨーロッパ契約法原則
オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編，潮見佳男 中田邦博 松岡久和監訳「ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ」（法律文化社・2006年）

- ユニドロワ国際商事契約原則2010
<http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/translations/blackletter2010-japanese.pdf>（内田貴＝曾野裕夫＝森下哲朗訳）

- 弁済通貨に関する立法例の概要
石川博康 東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員
石田京子 早稲田大学法務研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
大澤彩 法政大学法学部准教授・法務省民事局参事官室調査員
角田美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
ただし，ヨーロッパ契約法原則は，前記オーレ・ランドーほか編・前掲書による。

- カンボジア王国民法

http://www.icclc.or.jp/equip_cambodia/index.html (財団法人国際民商事法センター)

また、「立法例」という際には、上記モデル法も含むものとする。

第1 契約の解釈

1 契約の解釈に関する基本原則

- (1) 契約は、当事者の共通の意思に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。
- (2) 契約は、当事者の共通の意思がないときは、当該契約に関する一切の事情を考慮して、その事情の下において当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。
- (3) 上記(1)及び(2)によって契約内容を確定することができない場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第59, 1「契約の解釈に関する原則を明文化することの要否」[180頁(447頁)]

民法は契約の解釈を直接扱った規定を設けていないが、この作業が契約内容を確定するに当たって重要な役割を果たしているにもかかわらずその基本的な考え方が不明確な状態にあるのは望ましくないことなどから、契約の解釈に関する基本的な原則(具体的な内容として、例えば、後記2以下参照)を民法に規定すべきであるとの考え方がある。これに対しては、契約の解釈に関する抽象的・一般的な規定を設ける必要性は感じられないとの指摘や、契約の解釈に関するルールと事実認定の問題との区別に留意すべきであるなどの指摘がある。これらの指摘も考慮しながら、契約の解釈に関する規定を設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第5, 1 [40頁]】

○ 中間的な論点整理第59, 2「契約の解釈に関する基本原則」[180頁(448頁)]

契約の解釈に関する基本的な原則として、契約は、当事者の意思が一致しているときはこれに従って解釈しなければならない旨の規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。他方、当事者の意思が一致していないときは、当事者が当該事情の下において合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。

また、上記の原則によって契約の内容を確定することができない事項について補充する必要がある場合は、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときはこれに従って契約を解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第5, 2 [48頁]】

(比較法)

- ・フランス民法第1156条から第1164条まで
- ・フランス民法改正草案（カタラ草案）第1136条から第1141条
- ・フランス民法改正草案（テレ草案）第136条から第140条
- ・フランス民法改正草案（司法省草案（2008年版））第152条から第155条
- ・DCFR II-8：101条からII-8：107条
- ・ヨーロッパ契約法原則第5：101条から第5：107条
- ・ユニドロワ国際商事契約原則2010第4．1条から第4．8条まで

（補足説明）

1 契約に基づく当事者間の法律関係の具体的な内容は、契約の解釈によって確定されることになる。部会におけるこれまでの審議においても、契約上の権利義務の存否及び内容は契約の解釈によって明らかにされることがたびたび強調されるなど、契約解釈は、契約に基づく法律関係を明らかにする上で重要な役割を担っている。契約の解釈という概念は様々な意味で用いられているとの指摘があるが、ここでは、契約書の文言などの表示行為の意味を解釈するだけでなく、当事者が定めていなかった事項についての補充を含め、契約の内容を確定するという作業の全体を指す意味で用いている。

民法には契約の解釈についての規定は設けられていないが、契約の解釈が契約に基づく法律関係を解明する上で重要な役割を担っていることからすると、それがどのような考え方に従って行われるべきかが条文上明確でないのは望ましくない。これに対し、契約の解釈は、個別の契約ごとに個別の事情を考慮して、様々な手法のうち当該契約にとって適切なものを選択して行われるものであるから、契約解釈の基準について一律に規律を設けるのは困難であるとの指摘もある。しかし、契約の解釈は無原則に行われているわけではないと考えられるから、具体的な解釈指針についての細かな規定を設けるのはともかく、契約の解釈に関する基本的な考え方についてコンセンサスを得ることは可能であると思われる。そこで、本文では、契約解釈についての基本的な考え方として、本文(1)から(3)までの原則を提示し、これらを明文化するかどうかという論点を取り上げている。

2 本文(1)は、当事者がした表示行為の意味内容を明らかにするといういわゆる狭義の契約解釈に当たって、その表示の意味に関する当事者の意思が一致している場合には、その表示が取引通念上一般的にどのように理解されているかにかかわらず、一致した当事者の意思を基準として解釈しなければならないことを明らかにする規定を設けることを提案するものである。契約を通じて当事者が自らに関する法律関係を形成するという契約制度の趣旨に鑑みると、当事者の意思が一致している以上、それに従った法律関係を形成すべきであることなどを理由に、学説上も、近時は、表示の客観的な意味にかかわらず、当事者の意思が一致している場合にはこれによるという考え方が有力である。本文(1)は、このような考え方に従うものであり、契約解釈の多様性を考慮しても、このような原則については大きな異論はないように思われる。

これに対しては、契約内容が当事者の共通の意思に従って確定されるのは当然のことであり、改めて規定する必要はないとの指摘もある。しかし、一方で、契約の解釈は当事者の内心の意思を探求することではなく、表示の客観的な意味を明らかにすることであるとの見解も、かつては有力に主張されてきた。このような見解も一様ではないが、極端に言えば、当事者の意思が一致していたとしても、その表示が一般的には当事者の与えた意味と異なる意味で用いられている場合には、当事者の意思ではなく、表示の一般的に用いられている意味に基づいて契約を解釈すべきであるという考え方も成り立ち得る。このように、契約内容が当事者の共通の意思に従うという規律は、規定の必要性がないというほどに当然のものであるとは言えず、客観的な意味ではなく当事者の共通の意思に従って解釈されることを明らかにしておく必要があると考えられる。

- 3 本文(2)は、当事者がした表示行為の意味内容を明らかにするといういわゆる狭義の契約解釈のうち、その表示の意味に関する当事者の意思が一致していない場合の解釈の原則を明らかにしようとするものである。通説的な見解によれば、当事者の表示が一致していた場合には、当事者の意思が異なっていた場合でも契約が成立するため、この場合に契約をどのように解釈するかが問題になる。

当事者の意思が合致していない場合には、当事者の意思を基準とすることはできず、この場合には表示の客観的な意味に従って解釈することも考えられる。しかし、ここでも、当事者が契約をした趣旨や目的とは離れてその表示が一般的にどのような意味で理解されていたかを探求するのではなく、契約の趣旨・目的に沿って契約の内容を確定することが契約制度の趣旨に合致すると考えられる。そこで、本文(2)では、契約目的や当該契約に至る交渉の経緯などを踏まえ、その状況の下で、その表示をどのように理解するのが当該契約の当事者にとって合理的であったかを基準とすべきであるという考え方を提案している。このような考え方は、実務において一般に行われている契約解釈とも整合的であると考えられる。

なお、この場合には、錯誤との関係も問題になる。当事者に錯誤があるかどうかの判断に当たっては、まず契約の解釈が先行し、これによって契約の意味を明らかにした上で、当事者に確定された意味に対応する意思があるかどうかを問題にすることになると考えられる。契約の解釈の結果確定されるべき契約内容に対応する意思が当事者に欠けている場合には、これが要素の錯誤に該当するときは契約は無効になり、他方、要素の錯誤に該当しないときは契約は有効であり、契約解釈によって確定された意味内容に従って法律関係が形成されることになる。

- 4 本文(3)は、本文(1)及び(2)によっても契約内容を確定することができない場合における契約解釈の基準を取り上げるものである。本文(1)及び(2)によっても契約内容を確定することができない場合としては、例えば、当事者が合意していなかった事項がある場合や、何らかの合意はあるが、その合理的な解釈可能性が複数あるためにいずれを採用すべきかを確定することができない場合などが考えられる。

本文(1)及び(2)によっても契約内容を確定することができない場合には、慣習、任意規定、条理によって当事者間の法律関係を規律することになるとされているが、

これらを直ちに適用するよりも、まず、当該契約に即した法律関係を形成することを考えるべきであるとして、契約内容を確定できない部分について当事者がそのことを知っていたらどのような合意をしたかを探求し、このような仮定的な意思が確定できる場合にはその内容に従って契約内容を確定すべきであるとの考え方がある。本文(3)は、このような考え方に基づく規定を設けることの当否を取り上げるものである。このような考え方は、契約内容の確定に当たって、慣習や任意規定の適用に先立って、それぞれの契約に即して当事者の意図をできる限り尊重するという原則を明らかにする点で意義があるとも考えられる。他方、契約時における当事者の仮定的意思を事後的に確定することは容易ではないとの批判が考えられる。

- 5 以上のような契約解釈に関する基本的な考え方を規定することに対しては、事実認定との関係が不明であるなどの指摘がある。本文(1)の場合には、契約解釈の作業は当事者の共通の意思を認定するという事実認定の作業と重なることになる。本文(1)は、契約解釈に当たってどのような事実を認定する必要があるかを示す規範としての意義を持つことになる。

また、本文(2)及び(3)の規律が適用される場合は、契約の解釈として、事実認定とは性質の異なる作業が行われることになる。

2 条項使用者不利の原則

約款又は事業者が提示した消費者契約の条項については、前記1(1)及び(2)記載の方法によっても複数の解釈が可能である場合には、そのうち約款使用者又は事業者に不利な解釈を採用する旨の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第59, 3「条項使用者不利の原則」[180頁(449頁)]

条項の意義を明確にする義務は条項使用者(あらかじめ当該条項を準備した側の当事者)にあるという観点から、約款又は消費者契約に含まれる条項の意味が、前記2記載の原則に従って一般的な手法で解釈してもなお多義的である場合には、条項使用者にとって不利な解釈を採用するのが信義則の要請に合致するとの考え方(条項使用者不利の原則)がある(消費者契約については後記第62, 2⑩)。このような考え方に対しては、予見不可能な事象についてのリスクを一方的に条項使用者に負担させることになって適切でないとの指摘や、このような原則を規定する結果として、事業者が戦略的に不当な条項を設ける行動をとるおそれがあるとの指摘がある。このような指摘も考慮しながら、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。

条項使用者不利の原則の適用範囲については、上記のとおり約款と消費者契約を対象とすべきであるとの考え方があるが、労働の分野において労働組合が条項を使用するときは、それが約款に該当するとしても同原則を適用すべきでないとの指摘もあることから、このような指摘の当否も含めて、更に検討してはどうか。

(比較法)

- ・ドイツ民法第305c条(2)
- ・オランダ民法第6編第238条(2)
- ・フランス民法改正草案(カタラ草案)第1140-1条
- ・フランス民法改正草案(テレ草案)第140条①
- ・フランス民法改正草案(司法省草案(2008年版))第155条①
- ・DCFR II-8:103条
- ・ヨーロッパ契約法原則第5:103条
- ・ユニドロワ国際商事契約原則2010第4.6条

(補足説明)

1 契約の解釈に当たっての具体的な手法として、当事者の意思との関係を規律する前記1の解釈準則とは別に、契約ができる限り有効なものとなるように解釈すべきであるというルールや、全体として統一的に解釈すべきであるというルールなど、様々な解釈指針があるとされており、諸外国の民法典にはこのような具体的な解釈指針を規定している例がある。しかし、我が国においては、契約の個別的な解釈指針について十分な議論の蓄積がないとの指摘もあり、このような具体的な解釈指針を明文で規定すると、多様な作業を含む契約解釈の在り方を硬直的なものとするおそれがあることや、それぞれの解釈指針の優先関係などが問題になることなどが指摘されている。このため、少なくとも現時点においては、具体的な解釈指針を条文化するのは必ずしも適切でないと考えられる。

もっとも、このような解釈指針のうち、約款及び事業者が提示した消費者契約の条項については、一般的な契約解釈の手法、すなわち、当事者の共通の意思を探求し、共通の意思がない場合には当該契約に関する事情の下で当事者がどのように理解するのが合理的であるかを探求したとしても、契約条項について複数の解釈の可能性が残る場合には、約款の使用者又は事業者に不利な解釈を採用すべきであるとの考え方がある。この考え方は、約款が使用された場合や、消費者契約において事業者が契約条項を提示した場合のように、契約当事者の一方が契約条項を作成し、他方当事者が契約内容の形成に実質的に関与することができない場合において、一般的な契約解釈の手法によってもなお複数の解釈の可能性が残されているときは、そのリスクは契約条項を作成した側の当事者が負担するのが公平であることを理由とする。また、当事者の一方が契約内容の形成に実質的に関与しておらず、問題となる条項について現実の認識を有していないこともあるような場合には、その当事者が、当該状況の下で、どのようにその条項を理解するのが合理的であるかを確定するのは困難であることも、根拠として挙げられている。

2 他方、このような条項使用者不利の原則については、以下のような批判がある。

まず、条項使用者不利の原則は、我が国の判例や学説において必ずしも十分に確

立したものとは言えず、これが明文化されると実務に混乱をもたらすとの指摘がある。これに対しては、確固とした判例準則とまでは言えなくとも、この準則を援用する裁判例もあり、学説上の位置づけも固まりつつあるとの反論がされている。

また、約款や消費者契約における契約条項の使用者といえども、将来におけるあらゆる事象を想定して契約条項を作成することは不可能であり、完全に明確な契約条項を作成することは不可能であるから、当事者にとって予測不可能なこのようなリスクが顕在化した場合に、安易に条項使用者不利の原則が適用され、そのリスクが契約条項の使用者に一方的に負担させられるのは、リスク分配の在り方として適当でないとの指摘もある。さらに、契約ごとの事情を踏まえて柔軟にされるべき契約解釈が、条項使用者不利の原則の下で硬直的に運用されるおそれがあるとの指摘もある。これらに対しては、条項使用者不利の原則は、多義的な条項を直ちに使用者に不利に解釈しようとするものではなく、当事者の共通の意思や、当該契約に関する事情の下で当事者がどのように理解するのが合理的であるかを探求するという一般的な手法に従った解釈を行った上で、それでもなお複数の合理的な解釈が考えられる場面で適用される準則であるとの反論がある。すなわち、契約ごとの事情を踏まえた柔軟な解釈を行った上で、いずれも合理的であると考えられる複数の解釈の中から、条項使用者に不利なものを選択することになるから、硬直的な解釈がされるとか、条項使用者が不合理なリスク負担を強いられるとの批判は必ずしも妥当しないとも考えられる。

このほか、条項使用者不利の原則を明文化すれば、条項の使用者は、不利な解釈が採用されることを回避するために明確な条項を作成しようとするため、詳細で複雑な条項を作成せざるを得ず、結果的に相手方や消費者にとって不利益になるとの指摘もある。これに対しては、詳細な契約内容を明らかにして法律関係を明確にすることは契約当事者にとって必ずしも不利益ではないとの反論も考えられる。

第2 法定債権に関する規定の見直しの要否等

1 法定債権の不履行による損害賠償に関する規定の要否

- (1) 債務不履行による損害賠償の範囲に関して規定する民法第416条について、専ら契約上の債務の不履行を対象とする規定に改める場合（部会資料34〔3頁〕参照）には、契約上の債務の不履行以外の理由による損害賠償の範囲に関して、別の規定を新たに設けるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。
- (2) 債務不履行による損害賠償の免責要件に関して、専ら契約上の債務の不履行を対象とする規定を設ける場合（部会資料32〔22頁〕参照）には、事務管理、不当利得及び不法行為から生じた債務の不履行による損害賠償の免責要件に関して、別の規定を新たに設けるとの考え方あり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第6-1 「法定債権に関する規定に与える影響」[183頁(455頁)]

契約に関する規定の見直しが法定債権(事務管理, 不当利得, 不法行為といった契約以外の原因に基づき発生する債権)に関する規定に与える影響に関しては, ①損害賠償の範囲に関する規定(民法第416条)の見直しに伴い, 不法行為による損害賠償の範囲に関する規律について, その実質的な基準の内容と条文上の表現方法を検討する必要があり得るという意見があるほか, ②債務不履行による損害賠償の帰責根拠を契約の拘束力に求めた場合(前記第3, 2(2))における法定債権の債務不履行による損害賠償の免責事由の在り方, ③法律行為が無効な場合や契約が解除された場合等における返還義務の範囲(前記第5, 3(2)及び第32, 3(2))と不当利得との関係, ④不法行為による損害賠償請求権の期間制限(民法第724条)の在り方(前記第36, 1(2)エ), ⑤委任に関する規定の見直し(前記第49)に伴う事務管理に関する規定の見直しの要否, ⑥特定物の引渡しの場合の注意義務に関する規定(民法第400条)を削除した場合(前記第1, 2(1))における法定債権の注意義務に関する規定の要否などの検討課題が指摘されている。これらを含めて, 契約に関する規定の見直しが法定債権に関する規定に与える影響について, 更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第8[78頁]】

《参考・現行条文》

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは, 債権者は, これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも, 同様とする。

(損害賠償の範囲)

第416条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は, これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても, 当事者がその事情を予見し, 又は予見することができたときは, 債権者は, その賠償を請求することができる。

(事務管理)

民法第697条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は, その事務の性質に従い, 最も本人の利益に適合する方法によって, その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

2 管理者は, 本人の意思を知っているとき, 又はこれを推知することができるときは, その意思に従って事務管理をしなければならない。

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（悪意の受益者の返還義務等）

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（補足説明）

1 契約上の債務の不履行以外を理由とする損害賠償の範囲に関する規定（本文(1)）について

(1) 債務不履行による損害賠償の範囲を定める民法第416条については、予見の主体や時期を条文に明記するなど、その規定内容をより具体的にすることが検討課題とされている（部会資料34第1, 1(2) [3頁] 参照）。その際、予見の主体につき「契約の当事者」と条文上明記したり、予見の基準時を契約締結時と条文上明記したりする場合には、民法第416条が専ら契約を発生原因とする債務の不履行による損害賠償の範囲を定める規定となることから、契約上の債務の不履行以外を理由とする損害賠償の範囲につき、損害賠償の範囲を新たに設けることの要否が検討課題となる。本文(1)では、この点について問題提起している。

なお、ここに言う、「契約上の債務の不履行以外を理由とする損害賠償」には、主に2つのタイプがある。

一つは、契約以外の発生原因から生じた債務の不履行による損害賠償である。事務管理と不当利得を発生原因とする非金銭債務について主に問題となるが、金銭債務（民法第419条参照）についても、その損害賠償の範囲を債務不履行の一般原則に委ねるものとする場合には（部会資料34第1, 4(2) [16頁] 参照）、事務管理及び不当利得はもとより、不法行為についても問題となる。

もう一つは、不法行為による損害賠償（民法第709条）である。不法行為による損害賠償の範囲については、債務不履行による損害賠償の範囲を定める民法第416条に対応するような規定はない。しかし、不法行為による損害賠償の範囲画定においても、同条が相当因果関係論を定めたものであるとの理解を前提に、同条を類推適用するのが判例法理とされ、学説上も通説とされてきた。同条を専ら契約関係にのみ適用されるルールに改める場合には、不法行為への類推適用が困難となる可能性があることから、不法行為による損害賠償の範囲につき新たに規定を設けることの要否が問題とされている。なお、同条が相当因果関係論を定

めた条文であると理解することに対しては、有力な批判がある。また、同条を不法行為に類推適用することについても、債権債務関係に立っていない当事者間に生ずる損害賠償の範囲を画する基準として予見可能性を用いるのは適切でないとの指摘や、下級審裁判例を中心に、裁判実務において、同条の要件である予見可能性が不法行為による損害賠償の範囲を画定する基準として重視されているわけではないとの指摘があることに留意する必要がある。

- (2) 本文(1)のような規定を設ける場合には、損害賠償の範囲を画定する基準を何に求めた上で、どのように具体的に条文化するかが課題となる。立法提案には、「当該損害賠償責任を基礎付ける規範が保護の対象としている損害及びその損害の相当の結果として生じた損害が賠償される。」といった規定を提案するものがある（参考資料1 [検討委員会試案]・420頁）。これは、契約上の債務の不履行以外を理由とする損害賠償の範囲につき、統一的な考え方に基づき規定を設けることを提案するものである。もっとも、この提案に対しては、その規定内容が必ずしも明確でない等の批判があり得る。
- (3) 他方、民法第416条を専ら契約上の債務の不履行を対象とする規定に改めた場合であっても、本文の提案とは異なり、契約上の債務の不履行以外を理由とする損害賠償の範囲に関する新たな規定を設けないという選択肢があり得るかどうかについては、次の点を検討しておく必要があると考えられる。

ア まず、現在は民法第416条が適用される事務管理及び不当利得のそれぞれについて、その債務不履行による損害賠償の範囲に関する規定がなくなることとなるため、その当否が問題となる。

民法第416条の解釈論は、不法行為に類推適用される場面を除き、これまで専ら契約上の債務の不履行を念頭に展開されてきたように思われる。事務管理及び不当利得につき、同条の適用が問題となる場面が実際上乏しく、それを念頭に置いた解釈論が展開されていないのであれば、同条に代替する格別の規定を設けず、改正後の規定（専ら契約上の債務の不履行に関するもの）を手掛かりとする解釈論に委ねることとしても、実務上の支障はないとも考え得るが、どのように考えるか。

イ 次に、現在は民法第416条が類推適用されると言われる不法行為による損害賠償の範囲について、格別の規定を新設しないこととする場合に、それが不法行為による損害賠償の範囲に関する従来の解釈論に直ちに影響を与えるかどうか問題となる。この点については、もともと民法第416条の適用場面ではなく、同条の類推適用によって対応してきたことに照らすと、民法第416条につき実質的な規定内容を大きく改めるのでなければ、新たに格別の規定を設けなくても実務上の支障はないとも考え得る。どのように考えるか。

2 債務不履行による損害賠償の免責事由（本文(2)）について

債務不履行による損害賠償について、その依拠する理論的立場の如何にかかわらず、一定の免責事由を定めることには、異論はないものと考えられる（金銭債務の免責可能性については別途検討課題とされている。部会資料34第1, 4(1) [15

頁] 参照)。そして、契約に基づく債務に関しては、その不履行による損害賠償の免責の可否は契約（の趣旨）に照らして判断されるとの考え方が提示され、この考え方を踏まえた具体的な判断基準を明文化することの可否が検討されている（部会資料32第2、2(2) [22頁]）。

この考え方に基づく免責事由の規定を設ける場合には、契約以外の発生原因に基づく債務の不履行による損害賠償に関して、免責に関する規定を別に設けることの要否が問題となる。具体的に免責の可否が問題になり得るとして指摘されているのは、物の引渡義務や金銭債務について、不可抗力等によりその履行が遅延した場合に遅延賠償義務を負うか否かが問題になる場面である。本文(2)は、このような指摘を踏まえ、契約以外の原因に基づく債務の不履行による損害賠償の免責事由に関し、規定を設けることの要否を取り上げている。

債務不履行による損害賠償の免責事由については、第37回会議及び第3分科会第2回会議において審議がされ、契約を発生原因とする債務の不履行の免責事由につき「債務者の責めに帰することのできない事由」や「債務者の負担とされるべきでない事由」などの文言を用いつつ、その修飾として「契約（の趣旨）に照らして」などの判断基準を付加するような規定振りが提案されている。他方、事務管理、不当利得及び不法行為については、部会第37回会議において、契約に関する規定と平行に、「債務の発生原因に照らして」といった判断基準を「債務者の負担とされるべきでない事由」という文言に付加する規定振りの提案があった。この提案における「債務の発生原因」とは、個別の事案で法定債権を発生させる具体的事実関係を指し、それを踏まえて、不履行の原因についてのリスクを債務者が引き受けるべきか否かを判断する考え方ということが出来る。このような考え方について、どのように考えるか。

2 その他の規定の見直しの要否等

- (1) 民法第400条を専ら契約当事者のみを対象とする規定に改めた上で存置する場合（部会資料31 [44頁] 参照）には、事務管理及び不当利得を原因とする債務に関する特定物の保存義務について、同条と同一内容の規定を設けるものとしてはどうか。
- (2) 委任に関する民法第647条及び第650条第2項の規定内容につき所要の見直しをする場合（部会資料46 [58頁・60頁] 参照）には、これらの規定を準用している事務管理に関しても、委任の改正内容に従った改正をするものとしてはどうか。

（特定物の引渡しの場合の注意義務）

民法第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

(受任者による費用等の償還請求等)

第650条 略

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 略

(管理者による費用の償還請求等)

第702条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

(補足説明)

1 特定物の引渡しの場合の注意義務に関する規定の要否 (本文(1))

特定物の引渡しの場合の注意義務 (保存義務) を規定する民法第400条については、その削除の可否のほか、保存義務の内容につき「善良な管理者の注意」とされているのを、より具体的に、契約の趣旨に照らして相当とされる内容の保存義務を負担する旨の規定に改めることの要否が検討されている (部会資料31第2, 2(1) [44頁] の乙案参照)。現在の規定ぶりでは、保存義務の水準が契約から離れて客観的に定まるという誤解を招くという問題意識に基づくものである。この考え方を採用する場合、同条が専ら契約関係を対象とする規定となることから、契約以外の発生原因から生じた特定物の引渡債務における保存義務について、別段の規定を設けることが考えられ、その内容が問題となる。

契約以外の発生原因から生じた特定物の引渡債務における保存義務について規定を設ける場合には、保存義務の内容につき、前記のような契約に関する保存義務の規定の在り方と平行に、「善良な管理者の注意」から、より具体的な内容を明示するものに改めることの要否が問題となるが、適切な文言を見出すことは困難ではないかと思われる。また、役務提供契約の受皿規定のパートや寄託のパートにおいては、役務提供者又は有償寄託の受寄者が尽くすべき注意義務の内容について、「善良な管理者の注意」という文言を維持した規定を置くことが提案されている (部会資料47第1, 1 [1頁])。

以上を踏まえ、本文(1)では、契約以外の発生原因から生じた特定物の引渡債務における保存義務について、その文言を含め現行民法第400条と同一内容の規定を設けることを提案している。

なお、契約を発生原因とする特定物引渡債務につき民法第400条を適用するの

が適切でないとして(その理由につき、部会資料4 3第2, 1(1)の補足説明5(2)[17頁]参照)、契約を発生原因とする特定物の引渡債務における注意義務の規定を設けないとする場合でも、法定債権については、なお特定物の引渡しの場合の注意義務に関する規定を維持するのが適切であると考えられる。この場合には、現行民法第400条の規定内容を維持しつつ、それが法定債権にのみ適用される旨を明らかにすることが考えられる(規定の置き場所は別途問題となり得る)。

2 事務管理に関する規定の見直しの要否(本文(2))

事務管理に関する民法第701条は、受任者の金銭の消費についての責任を規定する同法第647条を準用している。同条については、規定の削除の要否が検討されており(部会資料46第2, 1(6)[58頁])、仮に同条を削除する場合には、同条が適用される場面における受任者の損害賠償の範囲は、債務不履行による損害賠償の一般原則によることとなる。

また、事務管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について規定する民法第702条第2項は、受任者の代弁済請求権に関する同法第650条第2項を準用している。同項については、委任のパートにおいて、受任者が委任者に対してその弁済資金の支払を請求することができる旨の規定に改めるか否かが検討されている(部会資料46第2, 2(1)[60頁])。

委任の規定につき上記のような改正をする場合には、事務管理について、委任の改正内容にそのまま従うのが相当かどうかの問題となり得る。しかしながら、民法第647条と同法第650条第2項について検討されている改正内容は、それが委任に関して採用されるのであれば、事務管理についても同様とすればよいように思われる。

そこで、本文(2)では、民法第647条及び第650条第2項につき所要の改正をする場合には、事務管理においてもそれに従うものとするを提案している。具体的には、委任において民法第647条が削除される場合には、同条を事務管理に準用する文言(同法第701条)を削ることとし、他方、委任において同法第650条第2項の改正が行われる場合には、その改正後の規定を引き続き事務管理に準用する(同法第702条第2項)ことが考えられる。

3 以上のほか、中間的な論点整理では、①法律行為が無効の場合や契約が解除された場合等における返還義務の範囲を定める規定と民法第703条以下の不当利得の規定との関係、②不法行為による損害賠償請求権の期間制限(民法第724条)の在り方について検討することとされている。

このうち①については、無効な法律行為の効果という論点項目で検討されており(部会資料29第2, 3(2)[32頁]参照)、②についても、消滅時効のパートにおいてその具体的な規定の在り方が検討されている(部会資料31第1, 1(5)[11頁]参照)ので、ここでは取り上げていない。

第3 その他の論点

1 民法第403条の見直しの要否等

- (1) 民法第403条につき、任意規定であることを明らかにする文言を付加するとの考え方があり得るが、どのように考えるか。
- (2) 外国の通貨で債権額を指定したときは、別段の意思表示がない限り、債権者は、債務者に対し、履行地の為替相場により日本の通貨で支払うことを請求することができる旨の規定を設けるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

： 《参考・現行条文》
： 民法第403条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における
： 為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。
： -----

(比較法)

- ・「弁済通貨に関する立法例の概要」参照。

(補足説明)

1 本文(1)について

民法第403条は、外国の通貨で債権額が指定された場合について、債務者が履行地の為替相場により、日本の通貨で支払うことができる旨を規定している。この規定につき、中間的な論点整理に関するパブリック・コメントの手續に寄せられた意見には、同条の規定内容を改め、①別段の意思表示がない限り債務者は指定された外国の通貨により弁済しなければならないものとするか、②債務者が日本の通貨で弁済することができる旨の同条の文言を維持しつつ、これが任意規定であることを条文上明確にすべきであるとするものがあつた。本文(1)は、この意見のうち②の提案を取り上げ、民法第403条につき、これが任意規定であること示す文言を付加することの要否を問題提起している。

民法第403条については、同条が国家の通貨高権を反映した公法的規定であつて、強行規定であるから、当事者の合意による変更はできないとする学説がある。これに対して、民法第403条が任意規定であることを明確にすべきであるとの意見は、為替取引の自由化が進み、振込みや電子マネー等決済手段が多様化している現代においては、外国の通貨で債権額が指定された場合について、決済方法に関する当事者のアレンジメントを一律に否定する合理性が乏しいと指摘する。

2 本文(2)について

民法第403条に関連して、判例は、外国の通貨で債権額を指定した場合について、債権者は、日本の通貨により支払をすることを債務者に請求することができるとする(最判昭和50年7月15日民集29巻6号1029頁)。中間的な論点整理に関するパブリック・コメントの手續に寄せられた意見には、この判例の規律について、当事者の合意により排除が可能であることを規定上明確にすべきであるとす

るものがあつた。この意見を踏まえて規律の明確化を図るためには、まずこの判例法理を明文化した上で、それが任意規定であることを条文上明確にする必要があると考えられる。本文(2)は、この考え方に基づいて規定を設けることの要否につき、問題提起している。

第4 消費者・事業者に関する規定

1 消費者に関する規定

- (1) 消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）を始め、情報、交渉力等の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、その格差の存在に留意してこの法律（民法）を解釈しなければならない旨の規定を設けるといふ考え方があり得るが、どのように考えるか。
- (2) 個別の検討項目において消費者契約に関する特則を設ける必要があるとされた場合には、その特則を民法に置くといふ考え方があり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第62, 1「民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否」[頁(457頁)]

1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否

- (1) 今日の社会においては、市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になっており、民法が私法の一般法として社会を支える役割を適切に果たすためには、現実の人には知識・情報・交渉力等において様々な格差があることを前提に、これに対応する必要があるとの問題意識が示されている。これに対し、契約の当事者間に格差がある場合への対応は消費者契約法や労働関係法令を初めとする特別法に委ねるべきであり、一般法である民法には抽象的な「人」を念頭に置いて原則的な規定を設けるにとどめるべきであるとの指摘もある。以上を踏まえ、民法が当事者間の格差に対してどのように対応すべきかについて、消費者契約法や労働関係法令等の特別法との関係にも留意しながら、例えば下記(2)や(3)記載の考え方が示されていることを踏まえて、更に検討してはどうか。
- (2) 上記(1)で述べた対応の在り方の一つとして、当事者間に知識・情報等の格差がある場合には、劣後する者の利益に配慮する必要がある旨の抽象的な解釈理念を規定すべきであるとの考え方があつる（下記(3)の考え方を排斥するものではない）。このような考え方の当否について、検討してはどうか。
- (3) また、上記(1)で述べた対応の他の在り方として、抽象的な「人」概念に加え、消費者や事業者概念を民法に取り入れるべきであるといふ考え方があつる（上記(2)の考え方を排斥するものではない）。このような考え方については、現実の社会においては消費者や事業者の関与する取引が取引全体の中で大きな比重を占めていることや、消費者に関する法理を発展させていく見地から支持する意見

がある一方で、法律の規定が複雑で分かりにくくなり実務に混乱をもたらすとの指摘、民法に消費者に関する特則を取り込むことにより消費者に関する特則の内容を固定化させることにつながるとの指摘、抽象的な規定が設けられることになり本来規制されるべきでない経済活動を萎縮させるとの指摘などが示されている。これらの指摘も考慮しながら、民法に「消費者」や「事業者」の概念を取り入れるかどうかについて、設けるべき規定の具体的内容の検討も進めつつ、更に検討してはどうか。

消費者や事業者に関する規定を設ける場合には、これらの概念の定義や、民法と特別法との役割分担の在り方が問題となる。「消費者」の定義については、消費者契約法上の「消費者」と同様に定義すべきであるとの考え方や、これよりも拡大すべきであるとの考え方がある。また、民法と特別法との役割分担の在り方については、消費者契約に関する特則（具体的な内容は後記2参照）や事業者に関する特則（具体的な内容は後記3参照）を民法に規定するという考え方や、このような個別の規定は特別法に委ね、民法には、消費者契約における民法の解釈に関する理念的な規定を設けるという考え方などがある。これらの考え方の当否を含め、消費者や事業者の定義や、これらの概念を取り入れる場合の民法と特別法の役割分担について、更に検討してはどうか。

【部会資料20-2第1, 1 [1頁]】

○ 中間的な論点整理第62, 2「2 消費者契約の特則」[頁(461頁)]

仮に消費者・事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に関する特則を設けるという考え方があるが、これらを含め、消費者契約に適用される特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 消費者契約を不当条項規制の対象とすること（前記第31）
- ② 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること（前記第32, 2(1)）
- ③ 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないとすること（前記第36, 1(4)）
- ④ 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること（前記第40, 4(3)）
- ⑤ 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとすること（前記第44, 1(3)）
- ⑥ 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができるとすること（前記第44, 4(2)）

- ⑦ 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができること（前記第44, 5）
- ⑧ 貸貸人が事業者であり借借人が消費者である貸貸借においては、終了時の借借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約の効力は認められないこと（前記第45, 7(2)）
- ⑨ 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第650条第3項）が免責されるとすること（前記第49, 2(3)）
- ⑩ 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかった場合は、これによって受寄者に生じた損害についての賠償責任（民法第661条）が免責されるとすること（前記第52, 5(1)）
- ⑪ 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること（前記第59, 3）
- ⑫ 継続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができること（前記第60, 2(3)）

【部会資料20-2第1, 2 [11頁]】

（比較法）

- ・ドイツ民法
- ・オランダ民法
- ・フランス消費法典

（補足説明）

1 民法に消費者に関する規定を取り入れるという考え方

(1) 今日の社会においては、全ての自然人は多くの場合消費者として取引社会に登場するから、消費者と事業者との間の取引は、社会で現実に行われる取引のうち大きな部分を占めるに至っている。一方、消費者と事業者の間には知識や経験において構造的な格差があることや、消費者を巡る紛争に関するルールの透明化を図る観点から、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）については、民法の一般的な原則とは異なるルールを適用すべき場合があることが認識されている。このような課題については、これまで必要に応じて特別法を制定することにより対処がされてきたと思われるが、民法の役割の重要性に鑑みると、消費者取引や事業者間の取引に関する基本的な特則を民法に設けることを一律に排除すべきでないとの考え方が示されている。

なお、ここにいう「消費者」概念については、消費者契約法上の消費者概念と同様にするかどうか問題になる。消費者契約法上は、消費者とは、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く個人と定義されている（同法第2条第1項）が、この「消費者」概念は狭すぎるという指摘もあり、この概念をもう少し広げる観点から、例えば、個人のうち、事業との直接的な関連性のある取引のために契約の当事者となる場合におけるもののみを除外するという考え方も主張されている。このように、仮に、「消費者」概念を民法に取り入れる場合には、その意味内容についても、検討する必要がある。

- (2) 消費者に関する規定を民法に設けるとしても、その具体的な在り方としては、2つの考え方がある。まず、消費者と事業者との間の契約においては、構造的に当事者間に情報の質や量、交渉力に格差があることに留意し、消費者の利益に配慮しなければならない旨の一般条項的な規定を設けるという考え方がある。さらに、これと類似する考え方として、消費者であるか事業者であるかにかかわらず、契約の当事者間に情報や交渉力の格差がある場合には、そのことに留意し、劣後する当事者の利益に配慮しなければならない旨の規定を設けるという考え方がある。具体的には、例えば、契約締結過程における当事者の義務、付随義務や保護義務の存否や内容について判断するに当たって、このような格差が考慮されることを意図したものであると考えられる。本文(1)は、このような考え方を取り上げ、その当否を問うものである。

消費者・事業者間の知識や経験の格差を含む当事者間の格差は、従来からも、信義則や公序良俗の判断に当たって考慮されてきた。格差への配慮を条文上明示するという考え方は、これらの一般条項が働く多様な場面のうち、当事者間の格差に配慮するという形でも一般条項が働くことを明確にするという観点から主張されているものであると考えられる。

- (3) また、このような一般的規定の要否とは別に、消費者に関する個別のルールを民法に設けるという考え方も主張されている。これまでの審議において既に審議された規定は、以下のとおりである。本文(2)では、仮にこれらの規定を設ける場合には、その規定を民法に置くという考え方を取り上げ、その当否を問っている。

- ① 法律行為に含まれる特定の条項の一部に無効原因がある場合には、原則として当該部分のみが無効になるが、当該条項が消費者契約の一部であるときは、当該条項の全部が無効になる旨の規定（部会資料29第2，2(1)の甲案第2パラグラフ [24頁]）
- ② 職業別の区分に代わる新たな短期の消滅時効として、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権についての短期の消滅時効を設ける規定（部会資料31第1，1(1)イの丙案 [1頁]）
- ③ 原則として、合意によって法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることが許容されるが、消費者契約に基づく債権については、法律の規定よりも消費者に不利なもの（例えば、消費者の事業者に対する債権の時効期間を短縮するもの）は無効とする旨の規定（部会資料31第1，1(7)イ [16頁]）

- ④ 主債務者が消費者の場合における個人を保証人とする保証契約については、一定の例外（債権者が消費者である場合など）を除き、無効とする旨の規定（部会資料3 6第2, 8(1) [73頁]
 - ⑤ 消費貸借を諾成契約として規定する場合には、貸主が事業者で借主が消費者である利息付きの金銭消費貸借は、書面の有無を問わず、貸主が金銭を引き渡すまでは、借主が解除することができる旨の規定（部会資料4 4第2, 1(3)ウ(i) [32頁]
 - ⑥ 貸主が事業者で借主が消費者である返還時期の定めのある利息付きの金銭消費貸借においては、貸主は、借主に対し、期限前弁済（期限の利益の放棄）によって生じた損害の賠償を請求することができない旨の規定（部会資料4 4第2, 4(2)イ [40頁]
 - ⑦ 消費者が、物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約（以下「供給契約」という。）を締結する際に、供給契約の相手方である事業者とは異なる事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した場合において、(i)供給契約と金銭消費貸借契約との間に一体性[密接な関連性]が認められ、かつ、(ii)供給者と貸主との間に両契約を一体のものとして締結する旨の合意があったときは、借主は供給者に対して主張することのできる事由をもって貸主に対抗することができる旨の規定（部会資料4 4第2, 7の甲案 [44頁]
 - ⑧ 貸借人が事業者であり借借人が消費者であるときは、貸借借契約終了時の借借人の原状回復義務に通常損耗を含むという特約は無効とする旨の規定（部会資料4 5第1, 10(3)イ [40頁]
 - ⑨ 受寄者が事業者であり、寄託者が消費者である場合において、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかったときは、寄託者は、寄託物の性質又は[瑕疵/状態]によって生じた損害を受寄者に賠償する責任を負わない旨の規定（部会資料4 7第3, 5(2)の甲案 [49頁]
 - ⑩ 消費者と事業者との間の継続的契約については、消費者は、いつでも契約を解除することができる旨の規定（部会資料4 8第6, 1(3)イ [55頁]
 - ⑪ 事業者が提示した消費者契約の条項については、契約解釈の一般的な方法によっても複数の解釈が可能である場合には、そのうち事業者に不利な解釈を採用する旨の規定（前記第1, 2)
- (4) 消費者に関する規定を民法に設けるという考え方の当否については、最終的には、この補足説明の前記(2)及び(3)に記載された具体的な論点ごとに、これを民法に設ける必要があるかどうかを個別に検討する必要があるが、消費者に関するルールとして提案されている規律に共通して指摘されている問題もあるので、ここでは、これら共通の問題を取り上げて検討する。

2 民法に消費者に関する規定を取り入れることに対する理念的な批判

- (1) 民法に消費者に関する規定を取り入れるという考え方に対しては、民法はどのような主体を想定して規定を設けるべきかという理念的な観点からの批判がある。すなわち、民法は、経済取引についての原則的なルールを規定するものであり、

そこでは、抽象的な「人」を想定して対等な主体間のルールを規定すべきであるという理解に基づく主張である。これによれば、抽象的な「人」一般ではなく、消費者などの人の具体的な属性に着目して適用対象を限定した規定は、民法ではなく、消費者契約法などの特別法に設けるべきであるとされる。また、現在の民法は、保証人が法人以外の者である場合に保証人を保護する規定（同法第465条の2、第465条の5）などを除き、人の属性に着目して適用範囲を限定する規定を設けていないと指摘する。

これに対しては、民法が人の属性に着目して適用範囲を限定する規定を設けていないのは、日本民法やその起草過程で参照された外国民法が制定された当時の歴史的背景に基づくものに過ぎず、今日の取引社会の実態を踏まえて「人」概念を分節化することの妨げになるものではなく、比較法的にも「消費者」その他の概念を民法やこれに相当する法令に取り込んでいる例は多く見られるから、民法が抽象的な人を対象とする法令であるという理解を今後も維持する必然性はないとの指摘がある。このような理解をもとに、今日の社会における構成員の多様性を民法に反映させるべきであるという考え方が示されている。また、現在の民法も、原則として抽象的な「人」を措定しつつ、未成年者（同法第5条）や精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（同法第7条）などをサブカテゴリーとしてその属性に配慮してその保護を図っており、具体的な「人」の属性と無縁ではないとの指摘もある。

(2) 民法は抽象的な人を対象とするという理解からの批判のほか、民法の在り方についての理念的な立場を背景とする批判として、弱者の保護を目的とする社会政策立法は、基本法である民法に規定するのにふさわしくないとの指摘もある。これに対しては、従来から、当事者間の知識や経験などの格差に着目して、実質的な対等を回復するために民法の一般条項が用いられてきたことなどからすると、取引についての知識や経験に着目して「人」概念を分節化することが、従来の民法の性質を変容させることにはならないという反論も考えられる。

また、「消費者」に関するルールとして提案されている規律には、必ずしも弱者を保護するという観点のみから提案されているのではないものもある。例えば、消費者契約に基づく債権については、消滅時効の時効期間や起算点を法律の規定よりも消費者に不利に変更する当事者の合意（例えば、消費者の事業者に対する債権の時効期間を短縮するもの）を無効とする規定（この補足説明の1(2)③）は、消費者を保護する趣旨から提案されているというよりもむしろ、現在ルールの内容が必ずしも明確ではない事項について、消費者契約以外の契約については当事者の合意を重視することを明確にする意義があるとも理解できる。このように、消費者に関する規定を民法に取り入れることは、消費者契約以外の領域で当事者の自由を拡大する規定を設けやすくするという捉え方も可能であり、この補足説明の1(2)に列挙された提案については、個別にその当否を検討する必要がある。

(3) 民法は私法の一般法であるとか、基本法であると言われているが、上記(1)及び(2)における立場の相違は、ここにいう「一般法」や「基本法」の理解に関わる。

民法が抽象的な人に関する法律であるとの理解は、民法の「一般法」「基本法」としての性格はその実際上の適用場面の量的な大きさを意味するのではなく、それを基礎として必要に応じて特別法を設けていくためのモデルを提供することを意味すると考え、現実には存在しない概念的なものであるとしても、「抽象的な人」を想定した規定を設けることが「一般法」「基本法」の役割であると考えている。他方、「基本法」や「一般法」としての役割は、抽象的なモデルを提供するということにとどまるものではなく、そこに含まれる規定が、一部の特殊な取引についてのみ適用されるのではなく適用対象が包括的であり、また、特定の時点でのみ妥当するのではなく持続的に妥当することによって果たされるとも考えられる。後者のように理解すれば、社会の構成員が多様化し、その属性を法的に捨象したルールでは社会における実際の取引には十分に対応することができないのであれば、適用対象の包括性を維持するため、主体の属性を考慮したルールを「一般法」「基本法」に設けることも考え得る。このように考えると、さらに、一般法、基本法として取り込むべきルールと、特別法に規定すべきルールとをどのような基準で区別するかが問題になり得る（この点については、この補足説明の3参照）。

3 「消費者」という属性を取り上げることの妥当性

仮に、民法が扱う「人」を抽象的なものに限定するのではなく、その属性に着目して分節化するとしても、「人」は、年齢、性別、国籍などによって区分される多様な属性があり、なぜ、そのうち「消費者」という属性を取り上げるのかが問題となり得る。個々の「人」が有する様々な差異のうち多くは法的には捨象されているが、「消費者」に該当するかどうかという違いだけはなぜ法的に捨象することができないのかという問題である。

この点についても、一般的に「消費者」という属性を民法に取り入れることの可否を一般的に検討するよりも、提案されている規律ごとに個別に検討する必要があると考えられるが、その前提として、「消費者」という属性には、次のような性質があると考えられる。まず、前記のように、現在の取引社会においては消費者と事業者との間の取引が多数を占めており、「消費者」という属性について取り上げることは、今日の社会において、他の属性に比べて重要性が大きいという点が考えられる。また、自然人であれば、どのような人であっても、消費者として取引に関与することがあり得、「消費者」に関するルールは、自然人であれば誰にでも適用される可能性があるという点で一般性のあるルールである。さらに、「消費者」に関するルールは、民法に規定された特定の分野の取引や特定の方式の取引について問題になるだけでなく、あらゆる種類の取引について問題になり得るという意味でも、一般性のある概念であるということができる。

他方、上記のいずれについても、「消費者」という属性を取り上げる理由としては十分でないとの批判も考えられる。まず、すべての自然人への適用可能性や、あらゆる種類の取引について問題になり得る点に「消費者」ルールの一般性を見いだすことに対しては、このような意味での一般性を認めるとしても、このようなルールを民法の外に設けることも可能であって、民法に「消費者」概念を取り入れる必然

性はないし、現に、これまでは消費者に関する一般的なルールを消費者契約法という別の法律に置いてきたのであって、これを転換しなければならない理由が明確でない指摘することもできる。また、提案されているルール（この補足説明の1(2)参照）は、必ずしも民法のあらゆる分野に関するものではないとの指摘も考えられる。

4 法体系的な整理の問題

民法に消費者に関する規定を取り入れるかどうかという問題は、上記のような、民法の在り方に対するスタンスの問題だけではなく、現在の法体系との関係でどのような整理をするのかという観点からも、検討する必要がある。

現在は、消費者契約に関する一般的な民法の特則は、消費者契約法第2章において規定されている。仮に、民法にも消費者契約に関する特則を取り入れる場合には、消費者契約に関する一般的な特則のうち、どのようなものが消費者契約法に設けられており、どのようなものを新たに民法に設けることとするのか、その区別の基準が問題になると考えられる。また、これに関連して、民法が消費者に関する規定を含むものとなった場合に、消費者について民法の特則を設けている他の法律がどのように位置づけられるかを見通した上で、消費者に関する規定を民法に取り入れるかどうかを検討することが必要になる。

このほか、前記1(3)に掲げた消費者に関する規定には契約条項の効力を制限する規定等が含まれており、これに反する契約条項をどのように是正するかが問題になるが、例えば差止請求権のような是正手段を有しない民法に設けるのが妥当かどうかなどが問題になると考えられる。

5 消費者保護の在り方

民法に消費者に関する規定を取り入れることに対しては、消費者保護の在り方として望ましいかどうかという観点からも議論がある。

第一に、改正の迅速性、機動性の面が問題になる。消費者取引については、日々新たな問題が生じており、消費者に関する法制度は、これらの新たな問題に対して機動的、迅速に対処することが求められると言われている。しかし、民法の基本法としての性格から、民法を速やかに、かつ頻繁に改正することは困難であるとの見方もあり、消費者に関するルールを民法に取り入れると、新たに生じた消費者問題などに機動的、迅速に対応することが困難になるとの指摘がある。これに対しては、頻繁な改正が必要となるかどうかは規定の内容によるのであって、民法だから機動的な改正が困難であるという議論は適切でないとの反論があり得る。

第二に、設けるべき規定の内容の具体性も問題になる。すなわち、これも民法の基本法としての性質上、あまりに詳細な規定を設けるのはふさわしくないとの指摘もあり、消費者保護のためにきめの細かい詳細な規定が必要であるとするならば、民法よりも特別法に規定を設けることがむしろ望ましいとの考え方もあり得る。

6 分かりやすさ

消費者に関する規定を民法に取り入れるかどうかは、一般的なルールと消費者に関するルールの編成方式にも関わり、いずれの編成方式が分かりやすいかという観

点からも議論されている。消費者に関する規定を民法に設けることにより、一般的なルールと並べて消費者に関する特則が民法に置かれることになれば、複数の法律を見なくても、消費者に関する特則の意味内容を容易に理解することができ、分かりやすい編成方法であるとも言われる。

他方、これに対しては、逆に、消費者に関する規定を民法に取り入れると分かりにくいという指摘もある。すなわち、民法には消費者などの人の属性を捨象した一般的なルールのみを規定し、人の属性に着目した特別のルールは別の法律に設けた方が、消費者に関する特則の一覧性があり、規定の整理方法として分かりやすく、また、現行法の体系を維持する方が継続性の観点からも分かりやすいとの指摘である。

2 事業者に関する規定

個別の検討項目において事業者に関する特則を設ける必要があるとされた場合には、その特則を民法に置くという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○ 中間的な論点整理第6 2, 3 (1)「事業者間契約に関する特則」[頁(4 6 2 頁)]

仮に事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事について事業者と事業者との間の契約に適用される特則を設けるべきであるという考え方があり得る。これらを含め、事業者間契約に関する特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 事業者間契約は、債務者が催告に応じなければ原則として契約を解除することができ、重大な契約違反に該当しないことを債務者が立証した場合に限り、解除が否定されるとすること（前記第5, 1 (1)）
- ② 事業者間の定期売買においては、履行を遅滞した当事者は相手方が履行の請求と解除のいずれを選択するかを確答を催告することができ、確答がなかった場合は契約が解除されたものとみなすこと（前記第4 0, 4 (4)）
- ③ 事業者間の売買について買主の受領拒絶又は受領不能の場合における供託権、自助売却権についての規定を設け、目的物に市場の相場がある場合には任意売却ができること（前記第4 0, 4 (4)）

【部会資料2 0 - 2 第1, 3 (1) [1 4 頁]】

○ 中間的な論点整理第6 2, 3 (2)「契約当事者の一方が事業者である場合の特則」[頁(4 6 3 頁)]

仮に事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について、契約の一方当事者が事業者であれば他方当事者が消費者であるか事業者であるかを問わずに適用される特則を設けるべきであるとの考え方があり得る。これらを含め、契約当事者の一方が事業者である場合の特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 債権者が事業者である場合には、特定物の引渡し以外の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がないときは住所）においてすべきであるとする（前記第17, 6(2)）
- ② 事業者が事業の範囲内で不特定の者に対して契約の内容となるべき事項を提示した場合に、提示された事項によって契約内容を確定することができるときは、その提示を申込みと推定すること（前記第24, 2(2)）
- ③ 事業者がその事業の範囲内で契約の申込みを受けた場合には、申込みとともに受け取った物品を保管しなければならないとする（前記第24, 7）
- ④ 買主や注文者が事業者である場合においては、売主や請負人の瑕疵担保責任の存続期間の起算点を瑕疵を知り又は知ることができた時とする（前記第39, 1(6), 第48, 5(5)）
- ⑤ 賃貸人が事業者である場合においては、賃貸借の目的物の用法違反に基づく損害賠償を請求すべき期間の起算点を損傷等を知り又は知ることができた時とする（前記第45, 7(3)ア）
- ⑥ 寄託者が事業者である場合においては、返還された寄託物に損傷又は一部滅失があったことに基づく損害賠償を請求すべき期間の起算点を損傷等を知り又は知ることができた時とする（前記第52, 6）
- ⑦ 役務提供者が事業者である場合は、無償の役務提供型契約においても注意義務の軽減を認めないとする（前記第50, 2）
- ⑧ 宿泊事業者が宿泊客から寄託を受けた物品について厳格責任を負う原則を維持しつつ（商法第594条第1項参照）、高価品について損害賠償額を制限するには宿泊事業者が価額の明告を求めたことが必要であるとし、また、正当な理由なく保管の引受を拒絶した物品についても寄託を受けた物品と同様の厳格責任を負うとする（前記第52, 11）

【部会資料20-2第1, 3(2) [16頁]】

○ 中間的な論点整理第62, 3(3)「事業者が行う一定の事業について適用される特則」[頁(464頁)]

仮に事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば次のような事項については、事業者が行う事業一般に適用するのでは適用対象が広すぎ、反復継続する事業であって収支が相償うことを目的として行われているものを指す「経済事業」という概念によって規定の適用範囲を画すべきであるという考え方がある。「経済事業」という概念を用いて規定の適用範囲を画することの当否や、経済事業に適用される特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 事業者がその経済事業の範囲内で保証をしたときは、特段の合意がない限り、その保証は連帯保証とすること（前記第12, 6(1)）
- ② 事業者間において貸主の経済事業の範囲内で金銭の消費貸借がされた場合は、特段の合意がない限り利息を支払わなければならないとする（前記第44,

2)

- ③ 事業者が経済事業の範囲内において受任者、役務提供者（役務提供型契約の受皿規定（前記第50参照）を設ける場合）又は受寄者として委任契約、役務提供型契約又は寄託契約を締結した場合は有償性が推定されるとすること（前記第49, 3(1), 第50, 4(1), 第52, 5(2)）
- ④ 事業者がその経済事業の範囲内において寄託を受けた場合は、無償の寄託においても受寄者の注意義務の軽減を認めないとする（前記第52, 3）
- ⑤ 組合員の全員が事業者であって、経済事業を目的として組合の事業が行われる場合は、組合員が組合の債権者に対して負う債務を連帯債務とすること（前記第53, 2）

【部会資料20-2第1, 3(3) [20頁]】

（補足説明）

1 「消費者」概念と並んで、「事業者」概念を民法に取り入れるかどうか、議論されている。今日の社会においては、事業者間の取引及び事業者と消費者との間の取引が社会における取引の大きな部分を占めているが、事業者には、その事業を反復継続して行うことによって当該事業について専門性を有していることなどから、事業者については民法の一般原則とは異なるルールを適用すべき場合があるとの指摘がある。これを踏まえ、事業者に関する規定を民法に設けるべきであるとの考え方が示されている。

前記1で検討した消費者に関するルールは消費者と事業者との取引に関するルールであるから、民法にこのような規律を取り入れるのであれば、必然的に事業者概念を取り入れることとなる。これに対して、本論点において事業者に関する規定として議論されているルールは、事業者間の取引に限って適用されるべきルールや、一方当事者が事業者であれば他方の属性にかかわらず適用されるルールである。したがって、前記1で検討した消費者に関する規定が民法に取り入れられない場合であっても、民法に事業者に関する規定を取り入れることは考えられる。

なお、「事業者」の意義について、消費者契約法第2条第2項は、「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」と定義している。事業者に関するルールを民法に取り入れることを提案する考え方には、「消費者」の意義について、この消費者契約法の定義を基本的に維持する考え方もある。他方、「消費者」概念を見直し、例えば、事業との直接的な関連性のある取引のために契約の当事者となる場合におけるものを除く個人と定義する場合には、これに即して、事業者概念も見直す必要が生ずる。このように、仮に事業者に関する規定を民法に設ける場合には、その意義についても検討する必要がある。

これまでの審議において審議されたルールのうち、事業者に関するものとして、次のようなものがある。本文では、仮にこれらの規定を設ける場合には、その規定を民法に置くという考え方を取り上げ、その当否を問うている。

- ① 催告解除について、付随的義務違反等の軽微な義務違反が解除原因にならない

ことを明らかにするため、催告と催告期間中に履行がされなかったことに加えて、一定の付加的要件（例えば「重大な不履行に該当する」など）を課するという考え方を採った上で、事業者間契約以外の契約においては、解除しようとする者がこの付加的要件を主張立証すべきものとし、事業者間契約においては、解除を争う者がこの付加的要件の不存在を主張立証しなければならないものとする規定（部会資料34第3，1(1)イの丙案〔24頁〕）

- ② 主債務者が事業者の場合における経営者以外の個人を保証人とする保証契約については、一定の例外（債権者が消費者である場合など）を除き、無効とする旨の規定（部会資料36第2，8(1)〔73頁〕）
- ③ 事業者を譲渡人とする金銭債権の譲渡においては、登記によって第三者対抗要件を具備した債権譲渡が、民法上の第三者対抗要件を具備した債権譲渡に優先する旨の規定（部会資料37第1，2(1)イの乙案〔32頁〕）
- ④ 債権者が事業者である債務の履行場所について、特定物の引渡債務以外の債務の履行は債権者の現在の事務所（事務所がない場合にあつては、その住所）においてしなければならない旨の規定（部会資料39第1，6(2)ア〔23頁〕）
- ⑤ 事業者が事業の範囲内で不特定の者に対して契約の内容となるべき事項を提示した場合において、提示された事項によって契約内容を確定することができるときは、当該提示行為を申込みと推定する旨の規定（部会資料41第3，2(2)〔39頁〕）
- ⑥ 事業者が、その事業の範囲内で契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、申込者の費用をもってその物品を保管しなければならないが、ただし、その物品の価額がその費用を償うのに足りないとき又は事業者がその保管によって損害を受けるときは保管義務を負わない旨の規定（部会資料41第3，7〔60頁〕）
- ⑦ 約款に含まれる不意打ち条項は、約款の組入要件を満たしても原則として契約内容にならないが、事業者間の契約においてはこの不意打ち規制を適用しない旨の規定（部会資料42第2，3(3)〔20頁〕）
- ⑧ 約款に含まれている契約条項を不当条項規制の対象とするが、約款使用者の相手方が事業者である場合には、現に個別交渉が行われなくても、その可能性があれば不当条項規制の対象としない旨の規定（部会資料42第3，2(1)〔43頁〕）
- ⑨ 売買目的物に瑕疵があった場合の売主の責任及び仕事の目的物に瑕疵があった場合の請負人の責任に関する制限期間として、買主が事業者である場合には、瑕疵を発見し又は発見すべきであった時から相当な期間内に瑕疵の存在を通知しなければ、当該期間内に通知を怠ったことにやむを得ない事由があるときを除き、失権する旨の規定（部会資料43第2，1(3)イの乙-3案〔26頁〕，部会資料46第1，4(5)イの乙-3案）
- ⑩ 事業者間の定期売買において、履行期までに履行をしなかった当事者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、履行の請求と契約の解除のいずれを選択するかを確答を催告することができ、その確答がなかった場合には相手方が契約を解除

したものともみなす旨の規定（部会資料43第3，4(3)①〔64頁〕）

- ⑪ 事業者間の売買において、買主が目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合には、売主は、その物を供託するほか（民法第494条）、相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができ、その場合に目的物に市場の相場があるときは、競売に代えて市場で売却することができる旨の規定（部会資料43第3，4(3)②〔64頁〕）
 - ⑫ 事業者間において、一方の当事者が事業の範囲内で委任契約等を締結するときは、有償性が推定される旨の規定（部会資料44第2，3(1)〔36頁〕，部会資料46，第2，3(1)イ〔66頁〕，部会資料47第1，3(1)〔5頁〕）
 - ⑬ 無償の役務提供型の契約においては役務を提供する側の当事者の注意義務が軽減されるという原則の例外として、役務を提供する側の当事者が事業者であり、その事業の範囲内で役務の提供をする場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意義務を負う旨の規定（部会資料47第1，1イ〔1頁〕，第3，3②〔44頁〕）
 - ⑭ 場屋営業者の寄託責任に関する規定（部会資料47第3，12〔73頁〕）
 - ⑮ 組合の事業が経済事業を目的とするものであって、全ての組合員が事業者である場合には、各組合員は組合の債権者に対して各自連帯して債務を負担する旨の規定（部会資料47第4，2(2)イ〔85頁〕）
 - ⑯ 組合の成立後に加入した組合員はその加入前に生じた組合債務を弁済する責任を負わないという原則の例外として、組合の事業が経済事業を目的とするものであって、全ての組合員が事業者である場合には、組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合債務についても、連帯して弁済する責任を負う旨の規定（部会資料47第4，4(1)〔95頁〕）
- 2 民法に事業者に関する規定を取り入れることに対しては、民法は抽象的な「人」を対象とする法典であるという理解に基づいて、事業者などの概念を取り入れて「人」を分節化することは民法にふさわしくないとの批判があることは、「消費者」概念を取り入れるかどうかに関する議論と同様である（前記1の補足説明2参照）。次に、仮に、人の具体的な属性に着目して適用範囲を限定する規定を民法に設けるとしても、なぜ「事業者」という属性を取り入れるかが問題になる。この点については、「消費者」概念におけるのと同様に、「事業者」概念を取り入れるかどうかを抽象的に検討するよりも、この補足説明の1に記載されたそれぞれの提案が民法に設けるのに適した基本的なルールであるかどうかを個別に検討する必要があると考えられるが、その前提として、事業者に関する規定には次のような性質があると考えられる。すなわち、特定の内容の事業についての規制などと異なり、事業者に関する規定は、法人その他の団体全般に適用されるほか、どのような内容であろうと事業に関して行われる限り自然人の行為にも適用されるなど適用の対象が広いこと、また、事業者に関する取引は現実の取引の多数を占めていることなどから、取引社会における重要なルール群を形成していると考えられる。また、商法に置かれた規定には、その適用対象を営利目的の活動に限定するのでは狭すぎ、営利性の有無を

問わず事業一般に適用するのがふさわしいと指摘されているものがある。この指摘に従い、商法の規定の適用範囲を見直して事業者一般に関する規定に改めるとすると、消費者契約と異なり、事業者に関する特則を収めた一般法があるわけではないから、事業者一般に関する規定は、民法に設ける必要があるとも考えられる。比較法的にも、事業者に関する規定を民法に置く例が多いとの指摘もある。

もっとも、これに対しては、一般法や基本法としての性質を有する民法に設けるかどうかは、適用範囲が広いことや数が多いことによって判断されるのではないとの批判が考えられる。また、事業者に関する一般法が存在しないという点についても、そのことから直ちに事業者に関する規定を民法に設ける必要があるとは言えず、事業者に関する規定を設ける必要があるのであれば、民法とは別に、事業者一般に関する取引ルールを置く一般法を設ける選択肢もあるとの批判も考えられる。

- 3 事業者に関する特則を設ける場合における規律の内容や適用範囲については、個別の規定ごとに検討する必要があるが、事業者に関するルールについては、その適用範囲を事業者が行う行為全般ではなく、反復継続する事業であって収支が相償うことを目的として行われるものを指し示す概念を設け、これによって適用範囲を画するという考え方がある。これは、事業者に関する規定には、事業者の行為全般について適用するとその適用範囲が広すぎると考えられるものが含まれており、その適用範囲を適切に画する趣旨から主張されている。具体的には、事業者が行う契約の有償性に関する規定（この補足説明の1⑫）、事業者が負う注意義務の程度に関する規定（同⑬）、組合債務について組合員が負う債務の範囲に関する規定（同⑭）について問題となる。これらの規定は、商法第512条、第513条、第593条の規定は営利性をその本質とする商人概念だけでなく、より広い範囲に妥当するという考え方から提案されているものであるが、事業者及びこれが行う事業の範囲は広範であり、これらの規定の適用範囲を事業者が行う行為全般に拡大するのは妥当でない。これらの規定の適用範囲が妥当するのは、積極的に経済的利益を上げることまでを目指すものではないが、各種協同組合や専門的職業活動を行う事業者が行う事業など、その実質的内容が商人の行っている事業と基本的に同質のものである場合である。反復継続する事業であって収支が相償うことを目的として行われるものとは、このような事業の範囲を表すものとして提案されている。このような概念によって適用範囲を画するのが適切であるかどうかは、それが問題とされている各規定について個別に検討する必要がある。

第5 規定の配置

- 1 債権総則のうち「債務不履行の責任等」（民法第3編第1章第2節第1款）に置かれている規定については、契約総則（特に契約の解除）の規定と一体的に配置すべきであるという考え方があり得るが、どのように考えるか。
- 2 典型契約の配列については、有償か無償かで区別される同種の契約の間では、まず有償契約に関する規定を配置し、その後無償契約に関する規定を配置するものとしてはどうか。

○ 中間的な論点整理第59, 1「契約の解釈に関する原則を明文化することの要否」[180頁(447頁)]

民法のうち債権関係の規定の配置については、①法律行為の規定を第3編債権に置くべきであるという考え方の当否、②時効の規定のうち債権の消滅時効に関するものを第3編債権に置くべきであるという考え方の当否、③債権総則と契約総則の規定を統合するという考え方の当否、④債権の目的の規定を適切な場所に再配置する考え方の当否、⑤典型契約の配列について有償契約を無償契約より先に配置する考え方の当否、⑥第三者のためにする契約や継続的契約に関する規定(前記第26及び第60)等、各種の契約類型に横断的に適用され得る規定の配置の在り方等の検討課題が指摘されている。これらを含めて、民法のうち債権関係の規定の配置について、配置の変更により現在の実務に与える影響、中長期的な視点に立った配置の分かりやすさの確保、民法の基本理念の在り方等の観点に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料20-2第2[24頁]】

(参照・民法の目次(抄))

第一編 総則	第一款 債務不履行の責任等	第三款 契約の解除
第一章 通則	第二款 債権者代位権及び 詐害行為取消権	第二節 贈与
第二章 人	第三款 多数当事者の債権及 び債務	第三節 売買
第三章 法人	第一款 総則	第四節 交換
第四章 物	第二款 不可分債権及び不 可分債務	第五節 消費貸借
第五章 法律行為	第三款 連帯債務	第六節 使用貸借
第一節 総則	第四款 保証債務	第七節 賃貸借
第二節 意思表示	第四節 債権の譲渡	第八節 雇用
第三節 代理	第五節 債権の消滅	第九節 請負
第四節 無効及び取消し	第一款 弁済	第十節 委任
第五節 条件及び期限	第二款 相殺	第十一節 寄託
第六章 期間の計算	第三款 更改	第十二節 組合
第七章 時効	第四款 免除	第十三節 終身定期金
第一節 総則	第五款 混同	第十四節 和解
第二節 取得時効	第二章 契約	第三章 事務管理
第三節 消滅時効	第一節 総則	第四章 不当利得
第二編 物権	第一款 契約の成立	第五章 不法行為
第三編 債権	第二款 契約の効力	第四編 親族
第一章 総則		第五編 相続
第一節 債権の目的		
第二節 債権の効力		

(比較法)

- ・カンボジア王国民法
- ・ロシア民法
- ・オランダ民法
- ・ケベック民法
- ・イタリア民法
- ・スイス民法
- ・スイス債務法
- ・ドイツ民法
- ・スペイン民法
- ・オーストリア民法
- ・フランス民法

(補足説明)

1 債権関係の規定の配置の在り方について

債権関係の規定の配置を決定するに当たっての留意すべき観点の一つとして、民法の構造全体が把握しやすく、また、ある法律関係にどの規定が適用されるかが分かりやすいような配置を実現することが挙げられる。諮問第88号において中心的に検討すべきこととされた「契約に関する規定」は、現在の民法の編成では、民法総則、債権総則、契約総則、契約各則と何段階にも階層化されて民法の様々な箇所に散在しているため、分かりにくいことが指摘されてきた。そこで、債権関係の規定の重要な適用対象は契約であり、契約が取引社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、契約に関する規定をできる限り一体化して配置した方が分かりやすいという考え方が主張されている。

また、以上のような分かりやすさと同時に、規定の配置に当たっては、現行の民法が長期にわたり広く運用され定着してきたことを踏まえ、現行の民法との継続性にも配慮する必要があることも指摘されている。

規定の配置は以上のような観点などを踏まえて検討することになる。

2 債権総則と契約総則との関係（本文1）

契約に適用される規定をできる限り一体化するという観点から、債権総則と契約総則の関係を見直すべきであるとの考え方が示されている。この考え方において典型的に問題視されているのは、現行民法では、債務が履行されない場合に関する規定のうち、強制履行及び債務不履行による損害賠償に関する規定は債権総則に、契約の解除及び危険負担に関する規定は契約総則にそれぞれ配置されている点である。これらはいずれも債務の不履行があった場合に問題となるため、機能的には一体のものとして考察の対象とされているにもかかわらず、これらが民法典のうちの異なる位置に配置されているのは適切でないと言われている。そこで、債権総則と契約総則の関係を見直して、実務的にも使いやすい規定の配置に改めることが検討課

題となる。

本文1では、債権総則（民法第3編第1章）のうち「債務不履行の責任等」（同章第2節第1款）に置かれている規定について、契約総則（同法第3編第2章第1節）の規定、特に契約の解除の規定と統合して配置するという考え方を取り上げ、その当否を問っている。この考え方については、第20回会議における審議や、中間的な論点整理に対して寄せられたパブリック・コメント（部会資料33-7 [629頁]参照）においても、その問題意識は比較的広く共有されているように思われる。また、部会における個別論点の審議においても、債務不履行の損害賠償の免責要件（部会資料32第2, 2(2) [22頁]）や損害賠償の範囲（部会資料34第1, 1 [1頁]）などにおいて、現在は「債務不履行の責任等」の款に配置されている規定を契約上の債務に即したものに改めるかどうかを検討されており、その検討結果によっては、規定の配置の見直しが必須の検討課題となる。そこで、本文1では、特にこの点に絞って問題提起をしている。

もっとも、本文1の考え方を採る場合には、債権総則と契約総則を全体としてどのように再編成するかがさらに問題となる。

一つの考え方として、債権総則と契約総則という区切りを廃止した上で、これらの規定の配列を改めるという考え方がある。具体的には、例えば、民法第3編債権を第1部（債権と契約総則）、第2部（契約各則）及び第3部（法定債権関係）に区分し、その第1部において、現在の債権総則と契約総則の規定を再編して配置するという考え方である。現在の規定の配置を尊重しつつ、部分的に契約を中心に再編しようとするものと考えられる。もっとも、このように債権総則と契約総則とを統合すると、そこに配置された規定には、法定債権を含む債権一般に適用される規定と契約に基づく債権にのみ適用される規定とが混在する一方、法定債権にのみ適用される規定は別に配置されることになり、体系的なバランスを失っているのではないかなどの疑問もあり得る。

別の考え方として、債権総則を解体し、契約に基づく債権に適用されるルールと法定債権に適用されるルールを分離して規定するという考え方がある。すなわち、現在の債権総則の規定は、専ら契約に基づく債権を適用対象とする規定に改め、これと現在の契約総則の規定とを合わせて、契約に基づく債権一般に適用される規定群をまず配置し、次いで典型契約に関する規定を配置し、最後に、準用規定を含む法定債権に関する規定を配置するという考え方である。これは、契約に基づく債権が現在の債権編に配置された諸規定の適用対象の重要な部分を占めていることに鑑み、契約に基づく債権に適用されるものを中心に債権編を再編したものであると言える。もっとも、現在の債権編の編成を大きく変えることになる点で、これまでの民法との連続性という観点からは批判があり得る。

このほか、これまでに具体的には提案されていない考え方として、債権総則と契約総則を区別して規定するという現在の構成を維持した上で、現在は「債務不履行の責任等」の款に配置されている規定を契約上の債務に即したものに改め、契約総則に配置するという考え方もあり得る。この考え方による場合は、「債務不履行の責

任等」の款が移動した後の債権総則と契約総則の内部で、それぞれの規定をどのように配列するかが問題となり得るものの、現在の規定の配置の大幅な変更が避けられるというメリットがある。

3 典型契約の配列（本文2）

典型契約について、現在の民法典は、財産権を移転する契約類型（贈与、売買、交換）、貸借型の契約類型（消費貸借、使用貸借、賃貸借）、役務を提供する契約類型（雇用、請負、委任、寄託）、その他（組合、終身定期金、和解）の順に配置した上、有償か無償かのみが異なる同種の類型の契約の中では、まず無償の契約に関する規定を配置し、その後有償契約に関する規定を配置している。

このような配置全体に共通する検討課題として、今日の社会においてはむしろ有償契約の方が重要な役割を果たしていることから、有償契約の規定を先に配置すべきであるという考え方があり得る。このような立場からは、現行法の配置の具体的な問題点として、現在は使用貸借が賃貸借よりも先に配置されているため、使用貸借の規定が賃貸借に準用されているが（民法第616条）、これは賃貸借の重要性に照らして適当でないという指摘がある。そこで、本文2では、有償か無償かで区別される同種の類型の契約の中では有償契約に関する規定を先に配置し、その後有償契約に関する規定を配置することを提案している。

このほか、典型契約の配列に関しては、次のような検討課題がある。

貸借型の契約類型については、特定の物を使用収益させる類型の契約は貸借型の基本型であり、借主が借りたものを消費し、同種同量のものを返還するという類型は、基本型に対するその特殊性に即した規律をすることが望ましいという指摘がある。これに従えば、貸借型については、賃貸借、使用貸借、消費貸借の順に配置することが考えられる。

役務を提供する契約類型においては、物の完成義務を負う請負と完成義務を負わない委任がそれぞれ役務を提供する契約類型の基本型であるから、これらをまず規定するのが適当である。役務提供契約に関する規定を設ける場合（部会資料47第1〔1頁〕参照）には、従来は準委任がそれらの契約の受皿となるが多かったことを踏まえ、それを委任の前又は後に配置することが考えられる。さらに、これらの後に、特殊な内容の役務を内容とする寄託、役務の受領者との間で使用従属関係があるとされる雇用の順で配置することが考えられる。

以上からすると、各種の契約の配置の順序は、例えば、売買、交換、贈与、賃貸借、使用貸借、消費貸借、請負、委任（、役務提供）、寄託、雇用、組合、終身定期金、和解という順に配置することになると考えられる。このほかに新種の典型契約を設ける場合には、その内容に応じて、配置すべき適切な位置を検討する必要がある。

4 その他の検討課題

(1) 法律行為の規定場所

法律行為という概念に関しては、これを維持する方向で審議が進められており（部会資料第27第1、1の補足説明1〔1頁〕参照）、このこと自体については、

第30回会議においても特に異論は見られなかった。

法律行為に関する規定（民法第90条から第137条まで）は、契約の成立の場面など契約に関して重要な役割を果たしている規律であることから、契約に関する規定をできる限りひとまとまりに配置するため、法律行為に関する規定の大部分を債権編に移すことが望ましいという考え方が示されている。これに対し、法律行為に関する規定は、その適用範囲の重要な部分を契約が占めているとしても、法律行為概念は、債権編で問題となる単独行為や債権以外の領域で問題となるものを含めて様々な行為に共通する規定を設けるために考え出されたものであり、相殺、契約の解除などの単独行為のほか、時効の援用、共有物の変更・管理等に関する合意・同意、制限物権の設定行為、相続の承認・放棄、遺言などを含むものであることから、債権編に法律行為に関する規定を設けるのは適当ではないとの批判がある。

仮に、法律行為に関する規定を債権編に移動させる場合には、これらの規定を契約に関する規定に改めることが前提になると考えられる。このように、現在法律行為に関する規定として設けられている内容のルール適用対象を契約とそれ以外の行為に分けてそれぞれについて規定を設けるという考え方は、法律行為概念を変容させるものとも言える。このような編成方法は十分検討に値するものであり、現に諸外国においては多く見られるものであるが、法律行為概念は、難解さが指摘されつつも我が国に定着しており、また、民法以外の法令においてもこの概念が用いられているため、これを変容させるような改正は民法以外の法令への影響も大きい等の批判があり得る。また、法律行為に関する規定を契約に関する規定に改めるとすると、少なくとも単独行為について、これと同様の規定を設けるか債権編の規定を準用することが必要になるとともに、物権法や家族法に関する行為の扱いも問題になる。しかし、繰り返し同様の規定を設けることに対しては、いたずらに条文数を増やして法典全体の見通しを悪くする等の批判があり得るし、債権編の規定の準用によって対応するという方法に対しては、現状よりも分かりやすくなると言えるかどうかには疑問があるとの批判があり得るように思われる。物権法や家族法に関する行為の扱いについても、法律行為に関する規定が直接適用されるかどうかには様々な考え方があり、コンセンサスを得ることに困難も予想される。

以上からすると、法律行為概念を維持する以上、法律行為に関する規定は、現行法どおり民法総則におくのが適切であると考えられる。そこで、この論点は、本文では取り上げなかった。

(2) 消滅時効の規定の配置

消滅時効についても、債権の消滅に関する規定として、民法総則から債権編に移動すべきであるとの提案がある。

消滅時効に関する規定をどこに配置するかは、消滅時効についての見直しの帰すうにもよるが、債権の消滅時効とそれ以外の財産権の消滅時効に関する規定の内容が大きく異なることになるのであれば、債権の消滅時効に関する規定を債権

編に移動させることは考えられる。

他方、少なくとも現在の規定では、消滅時効は、債権のほか所有権以外の財産権をも対象とし、要件や効果などにおいて共通した規定が設けられている。今後、債権の消滅時効に関する規定とそれ以外の財産権の消滅時効について同様の内容の規律が適用されることになるのであれば、債権の消滅時効に関する規定のみを切り出して債権編に移動させるのではなく、現状を維持すればよいという考え方があられる。また、債権の消滅時効以外の規定をどこに配置するかにもよるが、債権の消滅時効の規定のみを債権編に移動し、債権以外の消滅時効に適用される規定と取得時効に関する規定が民法総則に残されると、かえって分かりにくい状態が生ずるという問題もあり得る。

以上から、消滅時効の規定の配置については、消滅時効に関する個別論点の検討結果とも関係する面があることなどから、引き続き検討することとし、本文では取り上げなかった。

(3) その他

新たに規定を設けることが提案されている論点として、追完権、第三者の行為によって債務不履行が生じた場合における債務者の責任、代償請求権、有価証券、債務引受、契約上の地位の移転、三面更改、契約交渉段階に関する規定、約款、意思能力、事情変更の法理、不安の抗弁権、契約の解釈、継続的契約などがある。これらについては、前記(1)から(4)までについてどのように考えるかを前提とした上で、配置すべき適切な位置を検討する必要がある。例えば、追完権、第三者の行為によって債務不履行が生じた場合における債務者の責任、代償請求権は、債務不履行に関する規定の一部として、債務引受、契約上の地位の移転は債権譲渡の後に、三面更改は更改の後に、契約交渉段階に関する規定は契約の成立に関する規定の一部として、それぞれ規定を配置することなどが考えられる。

その他、より大きな問題として、総則編、物権編、債権編、親族編、相続編という編の構成に関しても、議論があり得る。この部会で提示された具体的な提案としては、①総則編と債権編の密接な関係や債権によって物権が変動することなどに鑑みて物権編を債権編の後に置くという考え方や、②契約各則の分量が多くなること、契約各則には物権変動に関わる規定も含まれていることから、契約各則を独立の編とするという考え方が示されている。債権関係の規定の見直しという諮問第88号の下でも、上記①②のような編の構成の見直しは、議論の対象になり得るものと考えられる。しかし、民法財産編の一部改正として着手された今回の改正作業の中で、上記①のような大きな視点からの改正について部会のコンセンサスを得ることは、その当否は別としても現実的に不可能であり、将来の検討課題とせざるを得ない。他方、上記②については、現実的に議論が可能な検討課題であると考えられるが、他の編と編との区別のレベルとの平仄のほか、本文1で取り上げた検討課題との関係や、契約各則の規定の見直しの帰すう等とも関連することから、これを現時点で議論することは困難であると考えられる。そこで、編の構成の見直しについては、本文では取り上げなかった。

以上に加えて、今回の改正対象となる債権関係の規定を独立させ、当面、別の法律にすべきであるとの考え方も提示されている。これは、新たな規定が設けられるなどして規定が増えた場合に、いわゆる枝番号が付された条文が多くなる可能性があることに対して、分かりやすい民法を実現するという観点から問題が多いことなどを理由とするものである。この指摘は、最終的な条文化の作業にかかわる重要な留意点であると受け止め、本文では取り上げなかった。

第1 契約の解釈

〔ドイツ民法〕

第305条c

- (1) 略
- (2) 約款の解釈に疑義があるときは、約款使用者に不利に解釈しなければならない。

〔オランダ法〕

第6編238条

- (1) (略)
- (2) 第236条および第237条所定の契約における条項は、明確かつ理解可能な言葉で記載されなければならない。条項の意味に疑義があるときは、相手方の有利に解釈するものとする。

第6編240条第1項

- (1) 第3項所定の法人の請求に基づいて、特定の約款における特定の条項につき、不相当に不利益なものと宣言することができる。第233条a号、第236条および第237条は、準用される。前2文の適用に関しては、強行的な法律上の規定に反する約款中の条項は、不相当に不利益なものと見なされる。条項の評価に際しては、第238条第2項第2文に定める解釈規定は、適用しない。

〔フランス民法〕

第1156条 合意においては、その文言の時義に拘泥するよりもむしろ、契約当事者の共通の意図がどのようなものであったかを探求しなければならない。

第1157条 ある条項が二つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じることができない意味においてよりもむしろ、何らかの効果を有することができる意味において理解しなければならない。

第1158条 二つの意味にとれる文言は、契約の内容に最もふさわしい意味にとらなければならない。

第1159条 曖昧なものは、契約が締結される地方において慣習とされているところに従って解釈される。

第1160条 契約においては、それが明示されない場合であっても、その地方で慣習とされている条項を補充しなければならない。

第1161条 合意のすべての条項は、それぞれにその行為全体から生じる意味を与えるように、相互に解釈される。

第1162条 疑いがある場合には、合意は、債務を負わせたものに不利に債務を負った者に有利に解釈される。

第1163条 合意は、それを言い表す文言がどのように一般的であっても、当事者がそれについて締結しようとしたと思われるものでなければ、含まない。

第1164条 契約において債務の説明のために一つの場合を表示したときも、そのことによって、表示されていない場合に約務に当然与えられる範囲を制限しようとしたとはみなされない。

〔フランス民法改正草案（カタラ草案）〕

第1136条

- ① 合意においては、その文言の時義に拘泥するよりもむしろ、契約当事者の共通の意図がどのようなものであったかを探求しなければならない。
- ② 同様に、単独行為においては、行為者の真の意図を優先させなければならない。
- ③ 集団による決定行為の解釈において、集団の構成員の共通の利益に最も適合的な意味を優先させなければならない。

第1137条

- ① 合意のすべての条項は、それぞれに行為全体の一貫性を尊重した意味を与えるように、相互に解釈される。
- ② 複数の契約が形成する契約の統合体 *ensemble contractuel* において、相互依存的な契約は、それらの契約が命じられている作用に応じて、解釈される。

第1138条 明白で正確な条項は、解釈を要さず、せいぜい行為の変性をもたらすのみである。

第1138-1条 合意は、それを言い表す文言がどのように一般的であっても、当事者がそれについて締結しようとしたと思われるものでなければ、含まない。

第1138-2条 契約において債務の説明のために一つの場合を表示したときも、そのことによって、表示されていない場合に約務に当然与えられる範囲を制限しようとしたとはみなされない。

第1139条 契約は合理的に、公平に解釈される。

第1139-1条 ある条項が二つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じることができない意味においてよりもむしろ、何らかの効果を有することができる意味において理解しなければならない。

第1139-2条 二つの意味にとれる文言は、契約の内容に最もふさわしい意味にとらなければならない。

第1139-3条 曖昧なものは、契約が締結される場所において慣習とされているところ、および当事者の慣行にしたがって解釈される。

第1140条 疑いがある場合には、合意は、債務を負わせたものに不利に債務を負った者に有利に解釈される。

第1140-1条 ただし、契約上の法規範が、一方当事者の支配的な影響下で作成されたときは、他方当事者に有利に解釈しなければならない。

第1141条 契約の解釈は、その構成要素全体の分析に根拠を置く。契約の本質的な要素の誤解は、変性となる。

〔フランス民法改正草案（テレ草案）〕

第136条

- ① 契約は、条項の文言どおりの意味に基づいてというよりもむしろ、当事者の共通の意図に基づいて、解釈される。
- ② 当事者の共通の意図を見つけだすことができないとき、契約は、同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味に基づいて、解釈される。

第137条

- ① 契約のすべての条項は、それぞれに行為全体の一貫性を尊重した意味を与えるように、相互に解釈される。
- ② 契約当事者の意図において、複数の契約が一つの全体的な作用へと競合しているとき、それらの契約は、その作用に応じて解釈される。

第138条 明白で正確な条項は、解釈を要さず、せいぜい行為の変性をもたらすのみである。

第139条 ある条項が二つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じない意味においてよりも、何らかの効果を有することができる意味を優先しなければならない。

第140条

- ① 疑いがある場合、契約は債務者に有利に解釈される。
- ② あいまいな場合は、交渉されていない契約条項は、むしろ作成者に不利に解釈される。

〔フランス民法改正草案（司法省草案2008年版）〕

第152条

- ① 契約は、条項の文言どおりの意味に基づいてというよりもむしろ、当事者の共通の意図に基づいて、解釈される。
- ② 当事者の共通の意図を見つけだすことができないとき、契約は、同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味に基づいて、解釈される。

第153条

- ① 契約のすべての条項は、それぞれに行為全体の一貫性を尊重した意味を与えるように、相互に解釈される。
- ② 複数の契約が形成する契約の統合体 *ensemble contractuel* において、相互依存的な契約は、それらの契約が命じられている作用に応じて、解釈される。

第154条 解釈は、明白で正確な契約条項の変性をもたらさない。

第155条

- ① ある条項が二つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じない意味においてよりも、何らかの効果を有することができる意味を優先しなければならない。
- ② 曖昧な場合は、契約条項は作成者の不利に解釈される。

〔DCFR第2編第8章 解釈 第1節：契約の解釈〕

II.-8:101: 原則

- (1) 契約は、それが文言の言葉上の意味と異なる場合であっても、両当事者の共通の意思に従って解釈される。
- (2) 一方当事者が契約またはこれに用いられる条項もしくは表現に特定の意味を持たせようとした場合であって、かつ契約締結時に他方当事者が当該一方当事者の意図に気付いていたか、または気付くことが合理的に期待された場合には、契約は、当該一方当事者の意図していたように解釈される。
- (3) ただし、契約は、以下の場合には、合理的な人がそのように解するであろう意味にしたがって解釈される。
 - (a) 前項に基づいて意図が明確にできない場合。
 - (b) 合理的かつ誠実に契約の表現上の意味に依拠した、契約の当事者でなく、また法律上そのような当事者以上の権利は有しない人について、問題が生じた場合。

II. -8:102: 関連事項

- (1) 契約を解釈するにあたり、特に以下の事項につき考慮することができる。
 - (a) 事前の交渉を含め、契約が締結された状況。
 - (b) 契約締結の後も含めた、当事者の行動。
 - (c) 当事者間において確立している契約または実務において用いられるものと同一または類似の、当事者によって既に与えられている条項または表現への解釈。
 - (d) 問題となっている活動の一分野においてそのような条項または表現について一般的に与えられる意味、およびそのような条項または表現について通常与えられる解釈。
 - (e) 契約の性質および目的。
 - (f) 慣行。
 - (g) 誠実かつ公正な取引。
- (2) 合理的かつ誠実に契約の表現上の意味に依拠した、契約の当事者でなく、また譲受人等のように法律上そのような当事者以上の権利は有しない人について問題が生じた場合、上記(a)から(c)に述べられた状況は、当該人物が知っていたまたは合理的に知っていることが期待された状況の範囲においてのみ、考慮することができる。

II. -8:103: 条項の供給者または支配的な当事者に不利な解釈

- (1) 個別に交渉されていない条項の意味について疑問が生じた場合には、当該条項を与えた当事者に不利な解釈が望ましい。
- (2) その他の条項の意味について疑問が生じた場合であって、かつその条項が一方当事者の支配的な影響力の下で定められた場合には、当該当事者に不利な解釈が望ましい。

II. -8:104: 交渉された条項の優先

個別に交渉された条項は、交渉されなかった条項よりも優先される。

II. -8:105: 契約全体としての参照

条項および表現は、これらが表された契約全体に照らして解釈される。

II. -8:106: 条項を有効にする解釈の優先

契約の条項を合法または有効にする解釈は、そうしない解釈よりも望ましい。

II. -8:107: 言語上の不一致

契約文書が二つ以上の言語によって存在し、いずれも正式であるとの記述がない場合において、これらの文書間に不一致があったときには、契約が最初に起草された際の文書に従った解釈が優先される。

〔ヨーロッパ契約法原則〕

5：101条 解釈の一般的準則

- (1) 契約は、文言の字義と異なるときであっても、両当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 当事者の一方が契約に特別の意味を与える意思を有していたこと、および、相手方が契約締結時にその意思を知らずにいることなどありえなかったことが証明されたときは、契約は、その当事者の意思に従って解釈されなければならない。
- (3) 1項または2項によって意思を証明することができないときは、契約は、両当事者と同種の合理的な者であれば同じ状況の下で与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

5：102条 考慮すべき事情

契約を解釈するにあたっては、とりわけ、次の各号に掲げる事情を考慮しなければならない。

- (a) 契約が締結された際の諸事情。契約準備段階における交渉を含む。
- (b) 当事者の行為。契約締結後の行為も含む。
- (c) 契約の性質および目的。
- (d) 両当事者が類似の条項に対してかつて与えていた解釈、および両当事者間で確立されている慣行。
- (e) 当該活動分野において条項および表現に対し一般に与えられている意味、ならびに類似の条項に対してすでに得られた解釈。
- (f) 慣習。
- (g) 信義誠実および公正取引。

5：103条 「作成者に不利に」の準則

個別に交渉されなかった契約条項の意味について疑いがあるときは、当該条項をもち出した当事者に不利となる解釈が優先されなければならない。

5：104条 交渉された条項の優先

個別に交渉された条項は、個別に交渉されていない条項に対して優先する。

5：105条 契約全体との関連

条項は、それが含まれている契約全体に照らして解釈されなければならない。

5：106条 条項を有効とする解釈

契約条項を適法または有効とする解釈は、そうでない解釈よりも優先されなければならない。

5：107条 言語間の齟齬

契約に異なった言語で作成された複数の版があり、それらのいずれについても正文である旨が表示されていない場合において、それらの間に齟齬があるときは、当該契約を最初に作成した際の版に従った解釈が優先する。

〔ユニドロワ国際商事契約原則〕

第4.1条（当事者の意思）

- (1) 契約は当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 前項の意思を証明することができないときは、契約は、当事者と同種の合理的な者が同じ状況のもとでその契約に与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

第4.2条（言明およびその他の行為の解釈）

- (1) 当事者の言明およびその他の行為は、相手方がその意思を知りまたは知らないことはあり得なかったときは、その意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 前項の規定が適用されないときには、当事者の言明およびその他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同じ状況のもとでその行為に与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

第4.3条（考慮すべき事情）

前2条の適用にあたっては、以下の各号に定める事情その他一切の事情を考慮しなければならない。

- (a) 契約準備段階における当事者間の交渉
- (b) 当事者がその間で確立させている慣行
- (c) 契約締結後の当事者の行為
- (d) 契約の性質および目的
- (e) 当該取引分野において条項や表現に一般に与えられている意味
- (f) 慣習

第4.4条（契約全体または言明全体との一貫性）

条項および表現は、それらが含まれている契約または言明の全体に照らして解釈されなければならない。

第4.5条（すべての条項に効果を与える解釈）

契約条項は、そのうちのいくつかの条項の効果を奪うよりも、それらすべての条項に効果を与えるように解釈されなければならない。

第4.6条（「作成者不利に（*contra proferentem*）」の原則）

当事者の一方により準備された契約条項が不明瞭なときは、その当事者に不利

となるように解釈されることが望ましい。

第4. 7条（言語間の齟齬）

契約に2つ以上の言語で作成された版があり、それらが等しく拘束力を有する場合において、それらの間に齟齬があるときは、最初に作成された版に従って解釈されることが望ましい。

第4. 8条（条項の欠缺とその補充）

- (1) 契約の当事者が、双方の権利義務の確定にとって重要な条項について合意していないときは、当該状況のもとで適切な条項が補充されなければならない。
- (2) 何が適切な条項であるかを判断するにあたっては、他の要素とともに以下の各号に定める要素が考慮されなければならない。
 - (a) 当事者の意思
 - (b) 契約の性質および目的
 - (c) 信義誠実および公正取引
 - (d) 合理性

第2 弁済通貨に関する立法例の概要

〔ドイツ〕

ドイツ民法 244 条

- (1) 金銭債務の国内での弁済につきユーロ以外の通貨が指定されているときは、ユーロで弁済をすることができる。ただし、外国通貨での弁済が明確に合意されている場合はこの限りではない。
- (2) 換算にあたっては、履行地の履行の時点における為替相場を基準とする。

ドイツ民法 244 条は任意法規と解されており、また、1 項但書で、真正の外国通貨条項の効力を承認することを明記している。この合意の存否は、債権者にとって外国通貨での弁済が重要であるか否かによって判断され、推断的に成立することも古くから判例で認められている(Grundmann, in: MünchKommBGB, Bd. 2, 6. Aufl., 2012, §§ 244, 245 Rn. 93.)

〔フランス〕

1. 弁済通貨について

フランスでは、判例上、国際取引（国境を越えて財が行き来する取引であり、当事者の国籍や居所によって判断されるわけではない）においては弁済通貨を外国通

貨と定める通貨条項(*clause-monnaie étrangère*)や、金換算条項 (*clause or* : 貨幣価値の下落に備えるため、債務の弁済について金貨または金相場換算高を基準とすることを義務づける条項)が有効とされている(以下、概要として François Terré, Philippe Simler et Yves Lequette, *Les obligations* 10^{éd}, Dalloz, 2009, n^{os}1331 et s を参照)。国際取引を發展させるためというのがその理由である。しかし、国内取引においては、以上の条項が無効とされている(破毀院第1民事部1988年1月12日判決(D.1989, p.80, note Malaurie)、破毀院第1民事部1989年10月11日判決(Bull.civ. I.n^o311))。国内通貨(フランス銀行発行の通貨、現在ではヨーロッパ中央銀行発行のユーロ)による弁済を受領すべきとする法定通貨制度(強制通用力)に抵触するからである。

他方、通貨条項や金換算条項が単なる計算手段でしかない場合(すなわち、債務額を特定の外国通貨に換算して算定することや、債務の弁済について金相場換算高を基準とすることを義務づけているに過ぎない場合)は、弁済は国内通貨でなされるが、債務額が弁済時に基準とされている計算単位(金、外国通貨)に対応する価値によって決定される。このような場合の通貨条項や金換算条項は国際取引では有効である。これに対して、このような場合の通貨条項や金換算条項も、国内取引においては無効となるとする判例も存在する。確かに弁済は国内通貨でなされるので、法定通貨制度に直接抵触するわけではないが、国内通貨に対する契約当事者の不信感を導き、国内通貨の信用を妨げるものであることから、通貨の公序に反する、というのが無効とされる理由である(破毀院1928年12月31日判決(S.1930, 1, p.41, note Hubert))。しかし、単なる計算単位として外国通貨や金の価格を用いる旨の条項については有効とする判例も存在し(破毀院第1民事部1966年5月10日判決等)、争いが見られる(Jacques Flour, Jean-Luc Aubert, Yvonne Flour et Éric Savaux, *Les obligations* : 3. Le rapport d'obligation, 5^{éd}, 2007, n^{os}116 et s.)。とりわけ、契約当事者の一方の銀行業務や金融業務と直接の関係を有する契約において定められた、外国通貨に換算して算定する旨の条項や計算手段としての金換算条項は有効であるとされている(破毀院商事部2001年5月22日判決(Bull.civ. IV, n^o98)等)。

以上のように、フランスでは国際取引の場合を除き、国内通貨での弁済しか認められていない。もっとも、このような見解については、とりわけ通貨がユーロとなったことにより、域内市場の發展という観点から再考を促す見解も見られる(Grands arrêts, 12^{éd}, t.2, n^{os}243 et s.)

なお、以上のフランスの判例理論を踏襲した条文案として、以下のものがある。

カタラ草案1226条 フランスにおける金銭債務の弁済は、[フランス国内で]流通している通貨[ユーロ]でなされる。ただし、債務が国際契約または判決から生じた場合には、その履行がフランスにおいて外国通貨単位でなされうる旨を定めることができる。

2011年草案60条（カタラ草案1226条一部修正）

フランスにおける金銭債務の弁済は、[フランス国内で] 流通している貨幣[ユーロ]においてなされる。

しかしながら、債務が国際契約ないしフランスにおいて執行力を有する外国の判決から生じる場合には、履行がフランスにおいて外国通貨の単位によってなされうることを定めることが可能である。

その他、以上の法定通貨制度およびそこから生じる弁済通貨に関連して、次の条文も存在する（訳は稲本洋之助編『フランス民法典－物権・債権関係－』（法曹会、1982年）によりつつ、改正部分については修正を加えた）。

民法典1895条 ①金銭の貸借から生じる義務はつねに、契約に挙示される金額についてのみ存在する。

②弁済期前に貨幣の騰貴または下落があった場合にも、債務者は、借り受けた金額を返還する義務を負い、かつ、弁済の時に通用する貨幣においてその金額を返還する義務を負う。

2. 弁済地での通貨の弁済

たとえ問題となっている債務がフランス国外における取引から生じた場合であっても、フランスで支払がなされる場合にはその弁済はユーロ（かつてはフラン）でなされるべきであるとされている。これは外国通貨による旨条項で定められていても同様であり、この場合には支払期日の為替レートで国内通貨（ユーロ）に換算される（Jacques Flour, Jean-Luc Aubert, Yvonne Flour et Éric Savaux, *Les obligations* : 3. Le rapport d'obligation, 5^{ed}, 2007, n°111）。すなわち、支払に用いられる通貨はあくまで国内通貨であり、外国通貨は債務額を計算するための計算上の通貨としてしか認められない。

3. 弁済の際の為替レート

遅滞が一方当事者の責めに帰する場合を除き、原則として弁済時のレートによる（破毀院第1民事部2009年5月20日判決（Cass. Civ. 1^{re}, 20 mai 2009, RTDciv. 2009, 532, obs. B. Fages）。例えば、債務者が特定された期日に支払った場合、債権者の異議によらずに弁済が遅延した場合、弁済の遅滞が債務者によるコントロールが及ばない状況による場合である。

もっとも、債務者の支払が遅延し、債権者が訴訟を提起した場合には、債権者による訴訟提起時のレートによる。また、債務者が故意に自分にとって都合がよいレートで換算するための行為をなした場合や債権者が催告手続きに訴える場合には、債権者に最も有利なレートが適用される。

以上の決定方法が国際取引に適用されるにあたって、当該契約の準拠法は問題と

ならない。

〔イギリス〕

イギリスでは、弁済に用いるべき通貨について当事者の特段の合意のない限り、弁済地における法定通貨によって弁済が行われなければならない、という立場が判例法によって採用されている。ただし、外国の通貨による弁済が合意されていた場合であっても、債務者には外国の通貨と弁済地の通貨のいずれによって弁済をするかについての選択権が認められている（もともと、債権者によって指定された通貨によってしか有効な弁済とはならない旨の合意がされていた場合には、以上の選択権は排除される）。

外国の通貨に基づく判決を裁判所が行うことができるかについては、かつてのイギリスの判例法では、裁判所はイギリス通貨以外での判決を下すことはできないとものされていた（*Re United Railways of Havana v. Regla Warehouses Ltd* [1961] AC 1007）。すなわち、外国通貨での弁済が合意されていた場合であっても、判決に際してその債権は外国通貨からイギリス通貨へと換算されなければならないと、またその換算のための為替レートは判決日ではなく違反日におけるレートが用いられるものとされていた（*Breach Day Rule*）。しかし、以上の判例法は1976年の貴族院判決（*Milangos v. George Frank (Textiles) Ltd* [1976] AC 443）によって覆され、それによれば、裁判所は、事案において必要と認められる限り、外国通貨での支払いを命じることができ、またイギリス通貨に換算した上での判決を行う場合には、イギリス通貨での判決が効力を生じる時点（判決日）の為替レートが用いられるべきこととなった。従って、この準則によれば、原告は外国通貨での弁済とイギリス通貨での弁済のいずれかを選択することが可能であり、これによって、債権者は弁済通貨として合意された外国通貨が下落した場合における損失を回避し得ることとなる。以上の貴族院判決において示された新たな準則は、その後の判決によって、契約違反に対する損害賠償請求や不法行為に基づく損害賠償請求についても適用されるに至っている。

外国通貨に基づく判決は、契約において用いられた外国通貨によってなされるのが通常であるが、損害賠償請求に関しては、それ以外の外国通貨によって判決を行うこともできる。すなわち、契約において用いられたもの以外の外国通貨で原告に損失が生じた場合など、契約上の外国通貨に基づく判決では原告に生じた損害を填補するためには十分ではないと判断される場合については、その損害を填補するのに最も適合的な外国通貨での判決をなすことが認められている（*International Minerals & Chemical Corp v Karl O Helm AG* [1986] 1 Lloyd's Rep 81）。

〔アメリカ〕

米国では弁済通貨に関する法律上の明文の規定は存在しないが、米国の裁判所で

は、債務の支払いに用いる通貨を当事者間で選択することについて何ら制限をしない立場を取っている。したがって、ある通貨において一定の金額を支払う債務は、その通貨の価値に変動があっても影響を受けない(Knox v. Lee Parker, 79 U. S. 457, 508 (1870))。

ただし、債務の支払いに関連する全ての法律問題の判断に当たっては、裁判所は弁済地の法を適用する (Johansen v. Confederation Life Association, 447 F. 2d 175, 177 (2d Cir. 1971)。弁済地法において法定通貨として認められていない通貨による支払いに当事者が合意をしていたとしても、そのような合意は有効とは認められず、弁済地法による規律が優先される。

米国の裁判所では伝統的に、外国の通貨に基づく判決を行うことはできないと考えられてきた (Dollar Judgment Rule, Hicks v. Guinness et al., 269 U. S. 71 (1925))。そこで、外国通貨とアメリカドルの換算をいつの時点の為替レートで行うかが問題となる。主要な換算ルールとして、①違反日ルール (Breach Day Rule) と②判決日ルール (Judgment Rule) がある。①は州裁判所および連邦裁判所において、アメリカ国内法を訴因として裁判が提起された場合に用いられている基本的なルールである。このルールは、裁判所が外国の通貨をアメリカドルに換算する際に、その債務が不法行為への補償義務であるか不払いの流通証券に対する債務であるかに関わらず、違反が生じた日における為替レートを用いるとする (Hicks v. Guinness et al., 269 U. S. 71 (1925))。②は、訴因が外国法に基づく場合に、主として連邦裁判所によって用いられているルールである。John S. Metcalf Co. v. Mayer, 213 A. D. 607, 211 N. Y. S. 53 (1925) では、フランスにおいて締結され履行される予定であった契約に関する訴訟を原告が米国で提起した場合には、原告は判決日において初めて為替レートの利益を得るのであるから、支払期日の日の為替レートではなく、判決日の為替レートを基礎として米国の通貨による判決を得ると判示した。

もっとも、以下にあるように、アメリカ対外関係法第三次リステイトメント (1987年) では、アメリカドルによる判決を原則としつつも、外国通貨による判決も妨げられないとの立場を採っており、換算ルールについても明確な立場を示しておらず、州裁判所、連邦裁判所のいずれにおいても、外国の通貨で示された債務をどの時点の為替レートで換算すべきかについて一貫したルールは存在しない。

アメリカ対外関係法第三次リステイトメント (1987年)

第 823 条 外国の通貨による債務についての判決：合衆国の法

- (1) 合衆国の裁判所は、通常、他の国において生じた、または外国の通貨によって表示された訴因について、アメリカドルによって判決する。ただし、債務が表示されているか、または損失が生じた通貨において判決を与えることを妨げられない。
- (2) 外国の通貨による債務によって生じた事件において、裁判所が米ドルによる判決を下す場合には、外国の通貨からアメリカドルへの換算は、債権者が十分に満足を得られ、かつ債務の履行を遅滞した債務者に恩恵を与えることのないようなレートにより行われなければならない。

〔ヨーロッパ契約法原則〕

7：108条 支払通貨

当事者は、特定の通貨のみで支払うべき旨を合意することができる。

このような合意がない場合において、支払地の通貨と異なる通貨によって金額が表示されているときは、履行期における支払地の支配的な為替相場に従って、支払地の通貨で支払うことができる。

前項の場合において、債務者が履行期に支払わなかったときは、債権者は、履行期または現実の支払時のいずれかにおける支払地の支配的な為替相場に従って、支払地の通貨で支払いを求めることができる。

第3 消費者・事業者に関する規定

〔ドイツ民法（消費者概念を含む条の見出し）〕

第1編 総則

第1章 人

第1節 自然人、消費者、事業者

第13条 消費者

第14条 事業者

(店舗外で締結された契約における消費者保護に関する EC 指令、消費者信用に関する EC 指令、消費者契約における不公正契約条項に関する EC 指令、一時的居住権取得者の保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令、消費財動産売買および性質保証に関する EC 指令の国内法化)

第2編 債権

第1章 債務の内容

第1款 給付義務

第241a条 注文をしていない給付

(隔地的販売契約に関する EC 指令の国内法化)

第286条 債務者の遅滞

第288条 遅延利率

(取引流通上の支払遅延禁圧に関する EC 指令の国内法化)

第2章 普通取引約款による法律行為上の債権関係の形成

第310条 適用範囲

(消費者契約における不公正契約条項に関する EC 指令の国内法化)

第2款 特殊な販売契約

(店舗外で締結された契約における消費者保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令、電子取引指令の国内法化)

第312条 訪問取引における撤回権

第312a条 他の規定との関係

第312b条 隔地的販売契約

第312c条 隔地的販売契約における消費者への教示

第312d条 隔地的販売契約における撤回権および返品権

第312e条 電子取引における義務

第312f条 解約および解約の代理権授与

第312g条 異なる合意

第3章 契約に基づく債務関係

第5節 解除、消費者契約における撤回権および返品権

第2款 消費者契約における撤回権および返品権

(店舗外で締結された契約における消費者保護のための EC 指令、一時的居住権の取得者保護のための EC 指令、隔地的販売契約における消費者保護のための EC 指令の国内法化)

第355条 消費者契約における撤回権

第356条 消費者契約における返品権

第357条 撤回および返品の法的効果

第358条 結合された契約

第360条 撤回および返品の教示

第8章 個別の債務関係

第1節 売買、交換

第3款 消費財動産売買

(消費財動産売買および性質保証に関する EC 指令の国内法化)

第474条 消費財売買の概念

第475条 異なる合意

- 第 476 条 証明責任の転換
- 第 477 条 性質保証に関する特別規定
- 第 478 条 事業者に対する償還請求
- 第 479 条 償還請求権の消滅時効

第 2 節 一時的居住権契約

(不動産の一時的居住権取得者保護に関する EC 指令の国内法化)

- 第 481 条 一時的居住権契約の概念
- 第 482 条 一時的居住権契約における目論見書義務
- 第 483 条 一時的居住権契約の契約および目論見書の言語
- 第 484 条 一時的居住権契約における書面方式
- 第 485 条 一時的居住権契約における撤回権
- 第 486 条 一時的居住権契約における頭金払い禁止
(Anzahlungsverbot)
- 第 487 条 異なる合意

第 3 節 事業者と消費者の間で締結された金銭消費貸借契約、金融支援、および分割供給契約

(消費者信用に関する EC 指令の国内法化)

第 1 款 金銭消費貸借契約

第 1 目 総則

- 第 488 条 消費貸借契約において契約類型的に生ずる義務
- 第 489 条 借主の通常解約告知権
- 第 490 条 特別の解約告知権

第 2 目 消費者消費貸借契約の特則

- 第 491 条 消費者消費貸借契約
- 第 491a 条 消費者消費貸借契約における契約締結上の情報提供義務
- 第 492 条 書面方式、契約内容
- 第 493 条 契約関係継続中の情報提供
- 第 494 条 方式欠缺の法的効果
- 第 495 条 撤回権
- 第 496 条 抗弁の放棄、手形・小切手の禁止
- 第 497 条 借主の遅滞
- 第 498 条 分割返済借入における期限の利益喪失
- 第 499 条 貸主の解約告知権、履行拒絶
- 第 500 条 借主の解約告知権、期限前返済

- 第 501 条 費用の減額
- 第 502 条 期限前返済に伴う損害賠償
- 第 503 条 不動産担保融資契約
- 第 504 条 許容された貸越し
- 第 505 条 追認された貸越し

第 2 款 事業者と消費者の間で締結された金融支援

- 第 506 条 支払猶予、その他の金融支援
- 第 507 条 割賦払取引
- 第 508 条 割賦払取引における返品権、解除

第 3 款 事業者と消費者の間で締結された分割供給契約

- 第 510 条 分割供給契約

第 4 款 強行法規性、開業者への適用

- 第 511 条 異なる合意
- 第 512 条 開業者への適用
- 第 513 条ないし第 515 条 削除

第 10 節

第 2 款 消費者消費貸借契約の仲介

- 第 655a 条 消費貸借仲介契約
- 第 655b 条 消費者徒の契約における書面方式
- 第 655c 条 報酬
- 第 655d 条 付随費用
- 第 655e 条 異なる合意、開業者への適用

第 11 節 懸賞広告

- 第 661a 条 懸賞の約束

(隔地取引その他の消費者保護および単一通貨ユーロの導入に関する法律により挿入)

第 12 節 委任、事務処理契約および決済サービス

(決済サービスに関する EC 指令の国内法化)

第 3 款 決済サービス

第 1 目 総則

- 第 675e 条 異なる合意

第 3 目 決済サービスの実行および利用

- 第 2 Unterkapitel1 決済取引の執行

¹ 「目」の下位概念を指す。以下同じ。

第 675t 条 入金記帳日付および資金の利用可能性

〔オランダ民法（消費者概念を含む条の見出し）〕

第 6 編第 3 章 不法行為

第 3a 節 不公正な取引慣行

第 6 編 193a 条～193j 条（不公正な取引慣行）

第 7 編第 1 章 売買および交換

第 1 節 売買：総則

第 7 編 5 条（消費者売買の定義）

第 7 編 6 条（消費者売買の一般規定）

第 7 編 6a 条（消費者売買における品質保証）

第 2 節 売主の義務

第 7 編 11 条（消費者売買における危険の移転時期）

第 7 編 13 条（消費者売買における履行費用）

第 7 編 18 条（消費者売買における物の不適合性の意義）

第 7 編 19 条 2 項（強制競売等における物の不適合性）

第 3 節 売主の義務の不履行に関する特則

第 7 編 21 条 4 項～6 項（消費者売買における物の不適合に対する救済手段）

第 7 編 22 条 1 項（消費者売買における物の不適合に対する救済手段）

第 7 編 23 条 1 項（消費者売買における物の不適合に関する買主の通知義務）

第 7 編 24 条 1 項（消費者売買における物の不適合に関する買主の損害賠償請求権）

第 4 節 買主の義務

第 7 編 26 条 2 項（消費者売買における買主の代金支払義務）

第 7 編 28 条（消費者売買における代金支払訴権の消滅時効）

第 6 節 解除の特則

第 7 編 35 条（消費者売買における売主の代金増額に対する買主の解除権）

第 9a 節 隔地者間売買

第 7 編 46a 条（隔地者間売買の意義）

第 7A 編 5a 章 割賦売買

第 7A 編 1576m 条 5 項（割賦販売における消費者である買主の権利）

〔フランス消費法典（目次）〕

立法の部

第 1 編 消費者の情報と契約の締結

第 1 章 消費者の情報

- 第1節 一般的な情報義務 (L. 111-1～L. 111-3 条)
- 第2節 提示の方法および登録 (L. 112-1～L. 112-11 条)
- 第3節 対価および売買の条件 (L. 113-1～L. 113-5 条)
- 第4節 引渡期日に関する情報 (L. 114-1 条)
- 第5節 製品および役務の評価 (L. 115-1～L. 115-33 条)
- 第2章 商慣行
 - 序節 不誠実な商慣行 (L. 120-1 条)
 - 第1節 規制された商慣行 (L. 121-1～L. 121-96 条)
 - 第2節 不法な商慣行 (L. 122-1～L. 122-15 条)
- 第3章 契約の一般的条件
 - 第1節 手付金および前払金 (L. 131-1～L. 131-3 条)
 - 第2節 濫用条項 (L. 132-1)
 - 第3節 契約の解釈および方式 (L. 133-2～L. 133-2 条)
 - 第4節 契約書の引渡し (L. 134-1～L. 134-2 条)
 - 第5節 濫用条項に関する法の抵触 (L. 135-1 条)
 - 第6節 契約の更新 (L. 136-1 条)
 - 第7節 時効 (L. 137-1～L. 137-2 条)
 - 第8節 海外県に関する諸規定 (L. 138-1 条)
- 第4章 公務員の権限および裁判上の訴権
 - 第1節 公務員の権限および裁判上の訴権に関する特別規定 (L. 141-1～L. 141-5 条)
- 第2編 商品ならびに役務の適合性および安全性
 - 第1章 適合性
 - 第1節 一般規定 (L. 211-1～L. 211-22 条)
 - 第2節 適合性の一般的義務 (L. 212-1 条)
 - 第3節 不正行為および偽造 (L. 212-1～L. 213-6 条)
 - 第4節 実施手段 (L. 214-1～L. 214-3 条)
 - 第5節 調査権限 (L. 215-1～L. 215-17 条)
 - 第6節 共通規定 (L. 216-1～L. 216-12 条)
 - 第7節 特別規定 (L. 217-1～L. 217-11 条)
 - 第8節 警察行政処分 (L. 218-1～L. 218-7)
 - 第2章 安全性
 - 第1節 予防 (L. 221-1～L. 221-11 条)
 - 第2節 適合性の評価基準 (L. 222-1～L. 222-3 条)
 - 第5節 諸規定 (L. 225-1 条)
- 第3編 借入
 - 第1章 信用
 - 第1節 消費信用 (L. 311-1～L. 311-37 条)
 - 第2節 不動産信用 (L. 312-1～L. 312-36 条)

- 第3節 第1節および第2節の共通規定 (L. 313-1~L. 313-17 条)
- 第4節 終身抵当貸 (L. 314-1~L. 314-20 条)
- 第2章 仲介者の活動
 - 第1節 債務者および借主の保護 (L. 321-1~L. 321-2 条)
 - 第2節 諸規定 (L. 322-1~L. 322-5 条)
- 第3章 過剰債務状態の処理 (L. 330-1 条)
 - 第1節 個人過剰債務委員会での手続 (L. 331-1~L. 331-4 条)
 - 第2節 過剰債務状態の処理における執行裁判官の権能 (L. 332-1~L. 332-12 条)
 - 第3節 共通規定 (L. 333-1~L. 333-8 条)
 - 第4節 海外県に関する規定 (L. 334-1~L. 334-12 条)
- 第4章 保証 (L. 341-1~L. 341-6 条)
- 第5編 消費者団体
 - 第1章 非営利団体 association の承認
 - 第1節 非営利団体 (L. 411-1 条)
 - 第2節 消費協同組合 (L. 412-1 条)
 - 第2章 団体訴権
 - 第1節 消費者の集団的利益のために行使される訴権 (L. 421-1~L. 421-9 条)
 - 第2節 共同代表訴権 (L. 422-1~L. 422-3 条)
- 第6編 諸機構
 - 第1章 協議機関
 - 第1節 国家消費会議 (規定なし)
 - 第2節 県消費委員会 (規定なし)
 - 第2章 行政連携機構
 - 第1節 省庁間消費委員会 (規定なし)
 - 第2節 省庁間消費団体 (規定なし)
 - 第3章 国家消費機構
 - 第1節 行政組織 (L. 531-1~L. 531-4 条)
 - 第2節 諮問機関 (規定なし)
 - 第3節 会計規定 (規定なし)
 - 第4節 国家消費機構下の委員会 (L. 534-1~L. 534-10 条)
 - 第4章 国家食糧会議
 - 第1節 タイトルなし (L. 541-1 条)
 - 第2節 タイトルなし (規定なし)
 - 第5章 分析方法統一全体委員会
 - 第1節 タイトルなし (規定なし)
 - 第2節 タイトルなし (規定なし)
 - 第6章 試験研究所

第1節 使命 (L. 561-1 条)

第2節 活動 (L. 562-1 条)

命令の部

第1編 消費者の情報と契約の締結

第1章 消費者の情報

第1節 一般的な情報義務 (規定なし)

第2節 提示の方法および登録 (R. 112-1～R. 112-31 条)

第3節 対価および売買の条件 (R. 113-1 条)

第4節 引渡期日に関する情報 (R. 114-1 条)

第5節 製品および役務の評価 (R. 115-1～R. 115-3 条)

第2章 商慣行

第1節 規制された商慣行 (R. 121-1～R. 121-21 条)

第2節 不法な商慣行 (R. 122-1 条)

第3章 契約の一般的条件

第1節 手付金および前払金 (規定なし)

第2節 濫用条項 (R. 132-1～R. 132-6 条)

第3節 契約の解釈および方式 (規定なし)

第4節 契約書の引渡し (R. 134-1 条)

第5節 濫用条項に関する法の抵触 (規定なし)

第4章 公務員の権限および裁判上の訴権

第1節 公務員の権限および裁判上の訴権に関する特別規定 (R. 141-1～
R. 141-5 条)

第2節 簡易民事手続 (R. 142-1～R. 142-2 条)

第2編 商品ならびに役務の適合性および安全性

第1章 適合性

第1節 一般規定 (R. 211-1～R. 211-5 条)

第2節 適合性の一般的義務 (規定なし)

第3節 不正行為および偽造 (規定なし)

第4節 実施手段 (R. 214-1～R. 214-20 条)

第5節 調査権限 (R. 215-1～R. 215-23 条)

第6節 共通規定 (R. 216-1～R. 216-3 条)

第7節 特別規定 (R. 217-1 条)

第8節 警察行政処分 (R. 218-1 条)

第2章 安全性

第2節 授権及び公務員の権限 (規定なし)

第3節 制裁 (R. 223-1～R. 223-5 条)

第4節 消費者安全委員会 (R. 224-1～R. 224-12 条)

第5節 諸規定 (D. 225-2 条)

第3編 借入

- 第1章 信用
 - 第1節 消費信用 (D. 311-1～D. 311-13 条)
 - 第2節 不動産信用 (R. 312-1～R. 312-4 条)
 - 第3節 共通規定 (R. 313-1～D. 313-9 条)
 - 第4節 終身抵当貸 (R. 314-1～R. 314-2 条)
 - 第5節 海外県に関する規定 (R. 315-1 条)
- 第2章 仲介者の活動 (規定なし)
- 第3章 過剰債務状態の処理
 - 序節 過剰債務手続の機関 (R. 331-1～R. 331-11-3 条)
 - 第1節 過剰債務状態処理請求の受理可能性 (R. 331-10-R. 331-12 条)
 - 第2節 負債一覧表 (R. 332-1～R. 332-5 条)
 - 第3節 書類の指導 (R. 333-1～R. 333-3 条)
 - 第4節 処理の方法 (R. 334-1～R. 334-77 条)
 - 第5節 共通規定 (R. 335-1～R. 335-4 条)
- 第6章 海外県に関する諸規定 (R. 336-1～R. 336-8 条)
- 第4章 諸規定 (R. 333-5 条)
- 第5編 消費者団体
 - 第1章 非営利団体 association の承認
 - 第1節 非営利団体 (R. 411-1～R. 411-7 条)
 - 第2節 消費協同組合 (規定なし)
 - 第2章 団体訴権
 - 第1節 消費者の集団的利益のために行使される訴権 (規定なし)
 - 第2節 共同代表訴権 (R. 422-1～R. 422-10 条)
 - 第3章 非営利団体の特別推薦 (R. 431-1～R. 431-3 条)
- 第6編 諸機構
 - 第1章 協議機関
 - 第1節 国家消費会議 (D. 511-1～D. 511-17 条)
 - 第2章 行政連携機構
 - 第1節 省庁間消費委員会 (D. 521-1～D. 521-2 条)
 - 第2節 省庁間消費団体 (D. 522-1～D. 522-4 条)
 - 第3章 国家消費機構
 - 第1節 組織および管理 (R. 531-1～R. 531-10 条)
 - 第2節 諮問機関 (R. 532-1 条)
 - 第3節 資金および会計に関する諸規定 (R. 533-1～R. 533-6 条)
 - 第4節 国家消費機構下の委員会 (R. 534-1～R. 534-17 条)
 - 第4章 国家食糧会議 (D. 541-1～D. 541-7 条)
 - 第6章 試験研究所 (規定なし)

附則

第4 規定の配置

〔カンボジア王国民法〕

第1編 総則 (第1条～第5条)

第2編 人

第1章 自然人

第1節 権利能力 (第6条～第9条)

第2節 人格権 (第10条～第13条)

第3節 意思能力 (第14条～第15条)

第4節 行為能力 (第16条～第33条)

第5節 住所 (第34条～第36条)

第6節 不在者の財産管理および失踪宣告 (第37条～第44条)

第7節 同時死亡の推定 (第45条)

第2章 法人

第1節 総則 (第46条～第81条)

第2節 社団法人 (第82条～第109条)

第3節 財団法人 (第110条～第118条)

第3編 物権

第1章 総則 (第119条～第137条)

第2章 所有権 (第138条～第226条)

第3章 占有権 (第227条～第243条)

第4章 永借権 (第244条～第255条)

第5章 用益権 (第256条～第273条)

第6章 使用権および居住権 (第274条～第284条)

第7章 地役権 (第285条～第305条)

第8章 国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権 (第306条)

第9章 土地のコンセッションによって設定された権利 (第307条)

第4編 債務

第1章 総則

第1節 債務の発生原因および諸概念の定義 (第308条～第312条)

第2節 債務の種類および態様 (第313条～第324条)

第3節 条件・期限・期間

第1款 条件 (第325条～第328条)

第2款 期限 (第329条～第331条)

第3款 期間 (第332条～第335条)

第2章 意思表示および契約

第1節 契約の成立 (第336条～第344条)

第2節 意思表示の瑕疵および契約の有効性 (第345条～第355条)

第3節 無効および取消	(第356条～第363条)
第4節 代理	(第364条～第378条)
第5節 第三者のためにする契約	(第379条～第383条)
第3章 契約の履行	(第384条～第388条)
第4章 契約違反に対する救済	
第1節 債務不履行に関する一般規定	(第389条～第395条)
第2節 履行の強制	(第396条～第397条)
第3節 損害賠償	(第398条～第406条)
第4節 契約の解除	(第407条～第414条)
第5章 危険負担	(第415条～第421条)
第6章 第三者に対する債権の効力	
第1節 債権者による代位	(第422条～第427条)
第2節 詐害行為取消権	(第428条～第432条)
第7章 債務の消滅	(第433条)
第1節 弁済	
第1款 弁済についての一般原則	(第434条～第448条)
第2款 弁済充当	(第449条～第452条)
第3款 弁済の提供・供託	(第453条～第458条)
第4款 弁済による代位	(第459条～第463条)
第2節 相殺	(第464条～第472条)
第3節 免除	(第473条～第475条)
第4節 更改	(第476条～第478条)
第5節 混同	(第479条)
第8章 消滅時効	(第480条～第500条)
第9章 債権譲渡および債務引受	
第1節 債権譲渡	(第510条～第506条)
第2節 債務引受	(第507条～第511条)
第3節 契約上の地位の譲渡	(第512条～第514条)
第5編 各種契約・不法行為等	
第1章 売買	
第1節 総則	(第515条～第523条)
第2節 売買契約の当事者と目的物	(第524条～第527条)
第3節 売買契約の効力	(第528条)
第1款 売主の義務	(第529条～第553条)
第2款 買主の義務	(第554条～第559条)
第4節 買戻権の行使による売買契約の解消	(第560条～第565条)
第2章 交換	(第566条～第567条)
第3章 贈与	(第568条～第577条)
第4章 消費貸借	

第1節	消費貸借の意義と成立	(第578条～第582条)
第2節	利息付き消費貸借	(第583条～第586条)
第3節	貸主の貸与義務	(第587条～第590条)
第4節	借主の返還義務	(第591条～第595条)
第5章	賃貸借	
第1節	総則	(第596条～第599条)
第2節	賃貸借の効力	(第600条～第611条)
第3節	賃貸借の終了	(第612条～第621条)
第4節	分益賃貸借	(第622条～第624条)
第6章	使用貸借	(第625条～第636条)
第7章	委任	(第637条～第651条)
第8章	請負	(第652条～第663条)
第9章	雇用	(第664条～第668条)
第10章	寄託	
第1節	寄託に関する総則	(第669条～第688条)
第2節	混蔵寄託	(第689条)
第3節	消費寄託	(第690条～第691条)
第4節	係争物寄託	(第692条～第698条)
第11章	組合	(第699条～第718条)
第12章	終身定期金	(第719条～第723条)
第13章	和解	(第724条～第728条)
第14章	事務管理	(第729条～第735条)
第15章	不当利得	(第736条～第741条)
第16章	不法行為	(第742条～第765条)
第6編	債務担保	
第1章	総則	(第766条～第773条)
第2章	留置権	(第774条～第780条)
第3章	先取特権	(第781条～第815条)
第4章	質権	(第816条～第842条)
第5章	抵当権	(第843条～第887条)
第6章	譲渡担保権	(第888条～第899条)
第7章	保証	
第1節	保証の成立	(第900条～第902条)
第2節	保証の効力	(第903条～第910条)
第3節	求償	(第911条～第915条)
第4節	代位	(第916条～第920条)
第8章	連帯債務	
第1節	連帯債務の成立	(第921条～第923条)
第2節	連帯債務者の一人について生じた事項の効力	(第924条～第93

1 条)	
第 3 節 求償	(第 9 3 2 条～第 9 3 5 条)
第 4 節 弁済による代位	(第 9 3 6 条)
第 5 節 複数債務のその他の態様	(第 9 3 7 条)
第 7 編 親族	
第 1 章 総則	(第 9 3 8 条～第 9 4 3 条)
第 2 章 婚約	(第 9 4 4 条～第 9 4 7 条)
第 3 章 婚姻	(第 9 4 8 条～第 9 8 4 条)
第 4 章 親子	(第 9 8 5 条～第 1 0 3 3 条)
第 5 章 親権	(第 1 0 3 4 条～第 1 0 6 6 条)
第 6 章 後見	(第 1 0 6 7 条～第 1 1 3 5 条)
第 7 章 保佐	(第 1 1 3 6 条～第 1 1 3 9 条)
第 8 章 扶養	(第 1 1 4 0 条～第 1 1 4 4 条)
第 8 編 相続	
第 1 章 総則	(第 1 1 4 5 条～第 1 1 5 5 条)
第 2 章 法定相続	(第 1 1 5 6 条～第 1 1 6 7 条)
第 3 章 遺言相続	(第 1 1 6 8 条～第 1 2 2 9 条)
第 4 章 遺留分	(第 1 2 3 0 条～第 1 2 4 7 条)
第 5 章 相続の承認及び放棄	(第 1 2 4 8 条～第 1 2 6 1 条)
第 6 章 相続財産の管理及び分割	(第 1 2 6 2 条～第 1 2 8 9 条)
第 7 章 相続人の不存在	(第 1 2 9 0 条～第 1 3 0 0 条)
第 8 章 相続回復請求	(第 1 3 0 1 条～第 1 3 0 4 条)
第 9 編 最終条項	(第 1 3 0 5 条)

〔ロシア民法〕

第 1 編 総則	
第 1 准編 総則	
第 1 章 民法法令	(1 条～7 条)
第 2 章 民法上の権利および義務の発生根拠、民法上の権利の行使及び保護	(8 条～1 6 条)
第 2 准編 人	
第 3 章 市民 (自然人)	(1 7 条～4 7 条)
第 4 章 法人	(4 8 条～1 2 3 条)
第 5 章 ロシア連邦の参加、主体、民法法令によって規律される関係における自治体の形成	(1 2 4 条～1 2 7 条)
第 3 准編 民法上の権利の客体	
第 6 章 総則	(1 2 8 条～1 4 1 条)
第 7 章 手形および証券	(1 4 2 条～1 4 9 条)
第 8 章 非財産的利益およびその保護	(1 5 0 条～1 5 2 条)

第4准編	取引および代理	
第9章	取引	(153条～181条)
第10章	代理、代理人の権限	(182条～189条)
第5准編	期間、出訴制限	
第11章	期間の計算	(190条～194条)
第12章	出訴制限	(195条～208条)
第2編	所有権およびその他の物権	
第13章	総則	(209条～217条)
第14章	所有権の取得	(218条～234条)
第15章	所有権の消滅	(235条～243条)
第16章	共有	(244条～259条)
第17章	土地に関する所有権およびその他の物権	(260条～287条)
第18章	居住用建物に関する所有権およびその他の物権	(288条～293条)
第19章	経済管理権、運営管理権	(294条～300条)
第20章	所有権およびその他の物権に対する保護	(301条～306条)
第3編	債務法総則	
第1准編	債務に関する総則	
第21章	債権債務関係の定義およびその当事者	(307条～308条)
第22章	債務の履行	(309条～328条)
第23章	債務の履行に関する担保	
第1節	総則	(329条)
第2節	違約金	(330条～333条)
第3節	担保権	(334条～358条)
第4節	留置権	(359条～360条)
第5節	保証	(361条～367条)
第6節	銀行保証	(368条～379条)
第7節	手付	(380条～381条)
第24章	債権債務関係における人の交替	
第1節	債権者の権利の第三者への移転	(382条～390条)
第2節	債務の移転	(391条～392条)
第25章	債務不履行に対する責任	(393条～406条)
第26章	債務の消滅	(407条～419条)
第2准編	契約に関する総則	
第27章	契約の定義および契約条項	(420条～431条)
第28章	契約の締結	(432条～449条)
第29章	契約の変更および解除	(450条～453条)
第4編	債権債務関係に関する個別の類型	
第30章	売買	(454条～566条)

- 第1節 売買総則 (454条～491条)
- 第2節 小売売買 (492条～505条)
- 第3節 物品の供給 (506条～524条)
- 第4節 国家の需要のための物品の供給 (525条～5334条)
- 第5節 買上げ (535条～538条)
- 第6節 エネルギー供給 (539条～548条)
- 第7節 不動産譲渡 (549条～557条)
- 第8節 企業譲渡 (558条～566条)
- 第31章 交換 (567条～571条)
- 第32章 贈与 (572条～582条)
- 第33章 扶養を伴う終身サポートおよび賃貸借
 - 第1節 扶養を伴う終身サポートおよび賃貸借に関する総則 (583条～588条)
 - 第2節 永久賃貸借 (589条～595条)
 - 第3節 終身賃貸借 (596条～600条)
 - 第4節 扶養を伴う終身サポート (601条～605条)
- 第34章 賃貸借
 - 第1節 賃貸借に関する総則 (606条～625条)
 - 第2節 レンタル (626条～631条)
 - 第3節 輸送手段に関する賃貸借 (632条～649条)
 - 第4節 建物および構造物の賃貸借 (650条～655条)
 - 第5節 企業の賃貸借 (656条～664条)
 - 第6節 ファイナンス・リース (665条～670条)
- 第35章 居住用建物の賃貸借 (671条～688条)
- 第36章 使用貸借 (689条～701条)
- 第37章 請負
 - 第1節 請負に関する総則 (702条～729条)
 - 第2節 消費者請負 (730条～739条)
 - 第3節 建設請負 (740条～757条)
 - 第4節 設計および調査業務の実行のための請負 (758条～762条)
 - 第5節 国家の需要のための契約による請負 (763条～768条)
- 第38章 学術研究、実験計画、技術的作業の実行 (769条～778条)
- 第39章 有償の役務提供 (779条～783条)
- 第40章 運送 (784条～800条)
- 第41章 運送取扱 (801条～806条)
- 第42章 融資および信用貸付
 - 第1節 融資 (807条～818条)
 - 第2節 信用貸付 (819条～821条)
 - 第3節 物品信用および消費者信用 (822条～823条)

第43章	金銭債権の移転を伴う資金調達	(824条～833条)
第44章	銀行預金	(834条～844条)
第45章	銀行口座	(845条～860条)
第46章	弁済	
第1節	弁済に関する総則	(861条～862条)
第2節	支払依頼による弁済	(863条～866条)
第3節	信用状による弁済	(867条～873条)
第4節	為替手形による弁済	(874条～876条)
第5節	小切手による弁済	(877条～885条)
第47章	寄託	
第1節	寄託に関する総則	(886条～906条)
第2節	物品倉庫における寄託	(907条～918条)
第3節	特種の寄託	(919条～926条)
第48章	保険	(927条～970条)
第49章	委任	(971条～979条)
第50章	第三者の利益のための権限なき行為	(980条～989条)
第51章	取次	(990条～1004条)
第52章	代理	(1005条～1011条)
第53章	委託による財産管理	(1012条～1026条)
第54章	フランチャイズ	(1027条～1040条)
第55章	組合	(1041条～1054条)
第56章	懸賞広告	(1055条～1056条)
第57章	優等懸賞広告	(1057条～1061条)
第58章	博戯および賭事	(1062条～1063条)
第59章	不法行為に基づく債務	
第1節	不法行為による損害賠償に関する総則	(1064条～1083条)
第2節	市民の生命および身体に対する侵害に関する賠償	(1084条～1094条)
第3節	物品、仕事、役務の瑕疵に基づく損害に関する賠償	(1095条～1098条)
第4節	精神的損害に関する賠償	(1099条～1101条)
第60章	不当利得に基づく債務	(1102条～1109条)
第5編	相続法	
第61章	相続に関する総則	(1110条～1117条)
第62章	遺言による相続	(1118条～1140条)
第63章	法律による相続	(1141条～1151条)
第64章	相続の承認	(1152条～1175条)
第65章	個別の種類の財産に関する相続	(1176条～1185条)

第6編 国際私法

第66章 総則 (1186条～1194条)

第67章 人の法律上の地位を決定する際に適用される法 (1195条～1204条)

第68章 財産および人的な非財産的關係に適用される法 (1205条～1224条)

〔オランダ民法〕

第1編 人及び家族に関する法

第1章 総則 (1条～3条)

第2章 氏名に関する権利 (4条～9条)

第3章 住所 (10条～15条)

第4章 戸籍上の身分 (16条～29f条)

第5章 婚姻 (30条～80条)

第6章 配偶者の権利及び義務 (80a条～80g条)

第7章 法定共同財産制度 (93条～113条)

第8章 夫婦財産契約 (114条～148条)

第9章 婚姻の解消 (149条～167条)

第10章 別居及び別居後の婚姻の解消 (168条～196条)

第11章 父性及び子の血統 (197条～226条)

第12章 養子 (227条～232条)

第13章 未成年者 (233条～244条)

第14章 未成年者に対する親権 (245条～377条)

第15章 交際及び情報 (377a条～377h条)

第16章 後見 (378条～391条)

第17章 生計 (392条～408条)

第18章 不在、行方不明及び死亡宣告 (409条～430条)

第19章 成年者の保護のための信託的財産管理の規整 (431条～449条)

第20章 成年者のための保佐 (450条～462条)

第2編 法人

第1章 総則 (1条～25条)

第2章 社団 (26条～52条)

第3章 協同組合及び相互保険会社 (53条～63j条)

第4章 株式会社 (64条～174a条)

第5章 有限責任会社 (175条～284a条)

第6章 財団 (285条～307条)

第7章 合併 (308条～334ii条)

第8章 〔持分権者間の〕紛争に関する規律及び調査権限 (335条～35

9 d 条)

第9章 年度末決算及び業務報告 (360条～455条)

第3編 財産法総則

第1章 総則

第1節 定義規定 (1条～15条)

第1A節 電子財産取引 (15a条～15f条)

第1B節 帳簿 (15i条～15j条)

第2節 登録しうる財産に関する登録方法 (16条～31条)

第2章 法律行為 (32条～59条)

第3章 代理 (60条～79条)

第4章 財産の取得及び喪失 (80条～106条)

第5章 占有及び所有 (107条～125条)

第6章 管理 (126条)

第7章 共有 (166条～200条)

第8章 用益権 (201条～226条)

第9章 質権及び抵当権 (227条～275条)

第10章 〔債務者の〕財産から弁済を受ける〔債権者〕の権利 (276条～295条)

第11章 請求権 (296条～326条)

第4編 相続法 (1条～233条)

第5編 物権法 (1条～147条)

第6編 債務法総則

第1章 債務総論

第1節 総則 (1条～5条)

第2節 複数債務者及び合同債務者 (6条～14条)

第3節 複数債権者 (15条～16条)

第4節 選択債務 (17条～20条)

第5節 条件付き債務 (21条～26条)

第6節 債務の履行 (27条～51条)

第7節 履行拒絶権 (52条～57条)

第8節 債権者遅滞 (58条～73条)

第9節 債務不履行の効果

§1 総則 (74条～80条)

§2 債務者遅滞 (81条～87条)

§3 債務不履行のさらなる効果 (88条～90条)

§4 違約金の約定 (91条～94条)

第10節 損害賠償に関する法定の義務 (95条～110条)

第11節 金銭の支払いに関する義務 (111条～126条)

第12節 相殺 (127条～141条)

第2章	債権及び債務の移転並びに債務の放棄
第1節	債権譲渡の効果（142条～149条）
第2節	法定代位（150条～154条）
第3節	債務引受及び契約上の地位の移転（155条～159条）
第4節	放棄及び混同（160条～161条）
第3章	不法行為（162条～197条）
第4章	不法行為又は契約以外の原因に基づく債務
第1節	事務管理（198条～202条）
第2節	非債弁済（203条～211条）
第3節	不当利得（212条）
第5章	契約総論
第1節	総則（213条～216条）
第2節	契約の成立（217条～230条）
第2a節	サービス指令に基づくサービス提供者およびそのサービスに関する情報（230a条～230f条）
第3節	約款（231条～247条）
第4節	契約の効果（248条～260条）
第5節	双務契約（261条～279条）
第7編	各種の契約
第1章	売買及び交換
第1節	売買：総則（1条～8条）
第2節	売主の義務（9条～19条）
第3節	売主の義務の不履行に関する特則（20条～25条）
第4節	買主の義務（26条～30条）
第5節	買主の遅滞に関する特則（31条～32条）
第6節	解除の特例（33条～35条）
第7節	損害賠償（36条～38条）
第8節	買戻権（39条～44条）
第9節	試味売買（45条～46条）
第9A節	隔地者間売買（46a条～46j条）
第10節	財産権の売買（47条～48条）
第10A節	不動産の一時利用権の売買（48a条～48g条）
第12節	交換（49条～50条）
第2章	金銭保証契約（51条～56条）
第3章	贈与（175条～188条）
第4章	使用賃貸借
第1節	総則（201条～202条）
第2節	使用賃貸人の義務（203条～211条）
第3節	使用賃借人の義務（212条～225条）

第4節	使用賃貸目的物譲渡の際の使用地賃貸借の移転及び使用賃貸借の終了	(226条～231条)
第5節	住居の使用賃貸借	
第1款	総則	(232条～245条)
第2款	使用賃料及びその他の金銭授受	(246条～265条)
第3款	共同使用賃借人及び使用賃貸借の継続	(266条～270a条)
第4款	使用賃貸借の終了	(271条～282条)
第6節	事業用建物の使用賃貸借	(290条～310条)
第5章	用益賃貸借	
第1節	総則	(311条～316条)
第2節	用益賃貸借の形式	(317条)
第3節	用益賃貸借の許可	(318条～324条)
第4節	用益賃貸借の期間	(325条～326条)
第5節	用益賃料	(327条～335条)
第6節	用益賃貸人の義務	(336条～345条)
第7節	用益賃借人の義務	(346条～360条)
第8節	用益賃貸目的物譲渡の際の使用地賃貸借の移転	(361条～362条)
第9節	用益賃貸借の承継	(363条～365条)
第10節	用益賃貸借の終了	(366条～377条)
第11節	用益賃借人の先買権	(378条～384条)
第12節	各種の用益賃貸借	(385条～398条)
パラグラフ1	公共団体のための用益賃貸借	(385条～387条)
パラグラフ2	保護区内部の用益賃貸借	(388条～394条)
パラグラフ3	小規模の土地の用益賃貸借	(395条)
パラグラフ4	収穫用益賃貸借及び自由地の用益賃貸借	(396条～398条)
第13節	強制権限	(399条～399c条)
第14節	終末規定	(399d条～399e条)
第7章	役務提供	
第1節	役務提供総則	(400条～413条)
第2節	委任	(414条～424条)
第3節	仲介契約	(425条～427条)
第4節	代理商契約	(428条～445条)
第5節	医療行為に関する契約	(446条～468条)
第7A章	旅行契約	(500条～513条)
第7B章	支払取引	(514条～551条)
第9章	寄託	(600条～609条)
第10章	労働契約	

- 第1節 総則 (610条～615条)
- 第2節 賃金 (616条～633条)
- 第3節 休暇 (634条～645条)
- 第4節 平等の処遇 (646条～649条)
- 第5節 労働契約における個別条項 (650条～653条)
- 第6節 雇用の個別義務 (654条～658b条)
- 第7節 被用者の個別義務 (659条～661条)
- 第8節 事業譲渡の際の被用者の権利 (662条～666条)
- 第9節 労働契約の終了 (667条～686条)
- 第10節 商業代表者のための特則 (687条～689条)
- 第11節 派遣契約に関する特則 (690条～691条)
- 第12章 請負
 - 第1節 請負総論 (750条～764条)
 - 第2節 事業を営まない自然人の注文による住居建築のための特則 (765条～769条)
- 第14章 保証
 - 第1節 一般規定 (850条～856条)
 - 第2節 非職業的及び非営業的保証 (857条～864条)
 - 第3節 主債務者及び保証人間の関係、並びに、保証人及び他の責任負担者間の関係 (865条～870条)
- 第15章 確認契約 (900条～910条)
- 第17章 保険
 - 第1節 総則 (925条～943条)
 - 第2節 損害保険 (944条～963条)
 - 第3節 定額保険
 - §1 総則 (964条～974条)
 - §2 生命保険 (975条～986条)
- 第18章 終身定期金 (990条～992条)
- 第7A編 各種の契約；承前
 - 第5A章 割賦売買
 - 第1節 割賦売買総則 (1576条～1576h条)
 - 第2節 分割払い購入 (1576h条～1576x条)
 - 第7章 使用賃貸借 <削除>
 - 第7A章 <削除>
 - 第9章 組合
 - 第1節 総則 (1655条～1660条)
 - 第2節 組合員相互の義務 (1661条～1678条)
 - 第3節 組合員の第三者に対する義務 (1679条～1682条)
 - 第4節 組合の様々な終了原因 (1683条～1688条)

第11章	<削除>	
第13章	使用貸借	
第1節	総則	(1777条～1780条)
第2節	使用借主の義務	(1781条～1786条)
第3節	使用貸主の義務	(1787条～1790条)
第14章	消費貸借	
第1節	総則	(1791条～1793条)
第2節	消費貸主の義務	(1796条～1799条)
第3節	使用借主の義務	(1800条～1801条)
第4節	利息付き消費貸借	(1804条～1806条)
第15章	永続的定期金設定契約	(1807条～1810条)
第16章	射倖契約	
第1節	<削除>	
第2節	<削除>	
第3節	博戯及び賭事	(1825条～1828条)
第17章	<削除>	
第19章	<削除>	
第8編	交通及び運送手段	
I	総則	
第1章	総則	(1条～14条)
第2章	運送に関する一般規定	(20条～121条)
II	海法	
第3章	遠洋船及びその積荷	(160条～231条)
第4章	遠洋船の乗員	(260条～262条)
第5章	操業	(360条～532条)
第6章	事故	(540条～627条)
第7章	責任限定	(750条～759条)
III	内水法	
第8章	内水船及びその積荷	(770条～841条)
第9章	内水船の乗員	(860条～861条)
第10章	操業	(880条～998条)
第11章	事故	(1000条～1037条)
第12章	責任限定	(1060条～1066条)
IV	陸上運送法	
第13章	陸上運送	(1080条～1201条)
第14章	事故	(1210条～1220条)
V	航空法	
第15章	航空機	(1300条～1321条)
第16章	操業	(1340条～1420条)

VI 鉄道運送

第18章 鉄道貨物運送契約 (1550条～1596条)

第19章 事故 (1661条～1680条)

VII 終末規定

第20章 時効及び期間 (1700条～1836条)

終末規定

[ケベック民法]

第1編 人 (1条～364条)

第2編 家族 (365条～612条)

第3編 相続 (613条～898条)

第4編 物 (899条～1370条)

第5編 債務 (1371条～2643条)

第1章 債務一般

第1節 一般規定 (1371条～1376条)

第2節 契約

第1款 一般規定 (1377条)

第2款 契約の性質およびそのいくつかの種類 (1378条～1384条)

第3款 契約の成立

§1 契約の成立要件 (1385条～1415条)

§2 契約の成立要件に対する制裁 (1416条～1424条)

第4款 契約の解釈 (1425条～1432条)

第5款 契約の効果

§1 契約の当事者間における効果 (1433条～1439条)

§2 契約の第三者に対する効果 (1440条～1452条)

§3 いくつかの契約に特有の効果 (1453条～1456条)

第3節 民事責任 (1457条～1481条)

第4節 他の債務の発生原因 (1482条～1496条)

第5節 債務の態様

第1款 単純な態様を有する債務 (1497条～1517条)

§1 条件付き債務 §2 期限付き債務

第2款 複雑な態様を有する債務 (1518条～1552条)

§1 主体が多数の債務 §2 客体が多数の債務

第6節 債務の履行

第1款 弁済 (1553条～1589条)

§1 弁済一般 §2 弁済の充当 §3 現実の提供および供託

第2款 債務の履行に対する権利の実現 (1590条～1625条)

§1 一般規定 §2 同時履行の抗弁および留置権 §3 遅滞

- § 4 現実履行 § 5 契約の解除または解約および債務の縮減
- § 6 等価による履行
- 第3款 債務の履行に対する権利の保護 (1626条～1636条)
 - § 1 保全処分 § 2 債権者代位権 § 3 対抗不能訴権
- 第7節 債務の移転と変容
 - 第1款 債権譲渡 (1637条～1650条)
 - 第2款 代位 (1651条～1659条)
 - 第3款 更改 (1660条～1666条)
 - 第4款 指図 (1667条～1670条)
- 第8節 債務の消滅
 - 第1款 一般規定 (1671条)
 - 第2款 相殺 (1672条～1682条)
 - 第3款 混同 (1683条～1686条)
 - 第4款 免除 (1687条～1692条)
 - 第5款 債務の履行不能 (1693条～1694条)
 - 第6款 債務者の解放 (1695条～1698条)
- 第9節 給付の返還
 - 第1款 返還が生じる状況 (1699条)
 - 第2款 返還の方法 (1700条～1706条)
 - 第3款 返還に対する第三者の状況 (1707条)
- 第2章 有名契約
 - 第1節 売買 (1708条～1805条)
 - 第1款 売買一般 (1708条～1784条)
 - 第2款 居住目的不動産の売買に特有の規律 (1785条～1794条)
 - 第3款 売買に類似する様々な契約 (1795条～1805条)
 - 第2節 贈与
 - 第1款 贈与の性質及び範囲 (1806条～1812条)
 - 第2款 贈与のいくつかの要件 (1813条～1824条)
 - 第3款 当事者の権利および義務 (1825条～1835条)
 - 第4款 忘恩行為を理由とする贈与の撤回 (1836条～1838条)
 - 第5款 婚姻または民事結合契約による贈与 (1839条～1841条)
 - 第3節 信用供与賃貸借 (1842条～1850条)
 - 第4節 (物の) 賃貸借 (1851条～2000条)
 - 第1款 (物の) 賃貸借の性質 (1851条～1853条)
 - 第2款 (物の) 賃貸借から生じる権利及び義務 (1854条～1876条)
 - 第3款 (物の) 賃貸借の終了 (1877条～1891条)
 - 第4款 住居の賃貸借に特有の規律 (1892条～2000条)
 - 第5節 備船

- 第1款 一般規定 (2001条～2006条)
- 第2款 様々な傭船契約に特有の規律 (2007条～2029条)
- 第6節 運送
 - 第1款 全ての運送方法に適用される規律 (2030条～2058条)
 - 第2款 海上貨物運送に特有の規律 (2059条～2084条)
- 第7節 労働 (2085条～2097条)
- 第8節 請負契約ないし役務契約
 - 第1款 契約の性質および範囲 (2098条～2100条)
 - 第2款 当事者の権利および義務 (2101条～2124条)
 - 第3款 契約の解約 (2125条～2129条)
- 第9節 委任
 - 第1款 委任の性質及び範囲 (2130条～2137条)
 - 第2款 当事者間での当事者の義務 (2138条～2156条)
 - 第3款 第三者に対する当事者の義務 (2157条～2165条)
 - 第4款 委任者の不適格に備えてなされる委任に特有の規律 (2166条～2174条)
 - 第5款 委任の終了 (2175条～2185条)
- 第10節 会社契約および非営利社団契約
 - 第1款 一般規定 (2186条～2197条)
 - 第2款 合名会社 (2198条～2235条)
 - 第3款 合資会社 (2236条～2249条)
 - 第4款 匿名会社 (2250条～2266条)
 - 第5款 非営利社団 (2267条～2279条)
- 第11節 寄託
 - 第1款 寄託一般 (2280条～2294条)
 - 第2款 必要的寄託 (2295条～2297条)
 - 第3款 ホテル業者の寄託 (2298条～2304条)
 - 第4款 係争物寄託 (2305条～2311条)
- 第12節 貸借
 - 第1款 貸借の種類と性質 (2312条～2316条)
 - 第2款 使用貸借 (2317条～2326条)
 - 第3款 単純貸借 (2327条～2332条)
- 第13節 保証
 - 第1款 保証の性質、目的及び範囲 (2333条～2344条)
 - 第2款 保証の効果 (2345条～2360条)
 - 第3款 保証の終了 (2361条～2366条)
- 第14節 定期金
 - 第1款 契約の性質とその規律の射程範囲 (2367条～2370条)
 - 第2款 契約の範囲 (2371条～2376条)

第3款	契約のいくつかの効果	(2377条～2388条)
第15節	保険	
第1款	一般規定	(2389条～2414条)
第2款	人保険	(2415条～2462条)
第3款	損害保険	(2463条～2504条)
第4款	海上保険	(2505条～2628条)
第16節	競技及び賭事	(2629条～2630条)
第17節	和解	(2631条～2637条)
第18節	仲裁の合意	(2638条～2643条)
第6編	優先権及び抵当権	(2644条～2802条)
第7編	証明	(2803条～2874条)
第8編	時効	
第1章	時効の制度	
第1節	一般規定	(2875条～2882条)
第2節	時効の放棄	(2883条～2888条)
第3節	時効の中断	(2889条～2903条)
第4節	時効の停止	(2904条～2909条)
第2章	取得時効	(2910条～2920条)
第3章	消滅時効	(2921条～2933条)
第9編	権利の公示	(2934条～3075条)
第10編	国際私法	(3076条～3168条)

〔イタリア民法〕

法律に関する通則

第1節	法源	(1条～9条)
第2節	法の適用一般	(10条～31条)
第1編	人および家族	
第1章	自然人	(1条～10条)
第2章	法人	(11条～42条)
第3章	住所および居所	(43条～47条)
第4章	失踪および推定死亡の宣告	(48条～73条)
第5章	血族および姻族	(74条～78条)
第6章	婚姻	(79条～230条)
第7章	親子	(231条～290条)
第8章	養子縁組	(291条～314条)
第9章	親権者の権限	(315条～342条)
第9章の2	家庭内の虐待に対する保護命令	(342条の2条～342条の3)
第10章	後見および後見からの解放	(343条～399条)

第11章	準養子縁組および里親制度	(400条～403条)
第12章	自律の全部または一部に関する民事人格の保護手段	(404条～432条)
第13章	扶養	(433条～448条)
第14章	身分に関する証書	(449条～455条)
第2編	相続	
第1章	相続	(456条～564条)
第2章	法定相続	(565条～586条)
第3章	遺言相続	(587条～712条)
第4章	分割	(713条～768条)
第5章	贈与	(769条～809条)
第3編	所有権	
第1章	財物	(810条～831条)
第2章	所有権	(832条～951条)
第3章	地上権	(952条～956条)
第4章	永小作権	(957条～977条)
第5章	用益権、使用権および居住権	(978条～1026条)
第6章	地役権	(1027条～1099条)
第7章	共有	(1100条～1139条)
第8章	占有権	(1140条～1170条)
第9章	新たな工事と予期された損害に関する訴え	(1171条～1172条)
第4編	債権債務関係	
第1章	債権債務関係一般	
第1節	前加規定	(1173条～1175条)
第2節	債務の履行	
第1款	履行一般	(1176条～1200条)
第2款	代位を伴う弁済	(1201条～1205条)
第3款	債権者遅滞	(1206条～1217条)
第3節	債務不履行	(1218条～1229条)
第4節	履行以外の債務の履行の態様	
第1款	更改	(1230条～1235条)
第2款	免除	(1236条～1240条)
第3款	相殺	(1241条～1252条)
第4款	混同	(1253条～1255条)
第5款	債務者の責めに帰すべからざる事由による後発的不能	(1256条～1259条)
第5節	債権譲渡	(1260条～1267条)
第6節	指図、債務参加および債務引受	(1268条～1276条)

第7節	各種の債権債務関係	
第1款	金銭債務	(1277条～1284条)
第2款	選択債務	(1285条～1291条)
第3款	連帯債務	(1292条～1313条)
第4款	可分債務および不可分債務	(1314条～1320条)
第2章	契約一般	
第1節	前加規定	(1321条～1324条)
第2節	契約の要件	
第1款	当事者の合意	(1326条～1342条)
第2款	契約の原因	(1343条～1345条)
第3款	契約の目的	(1346条～1349条)
第4款	契約の方式	(1350条～1352条)
第3節	契約における条件	(1353条～1361条)
第4節	契約の解釈	(1362条～1371条)
第5節	契約の効果	
第1款	一般規定	(1372条～1381条)
第2款	違約金条項および手付	(1382条～1386条)
第6節	代理	(1387条～1400条)
第7節	指名した者による契約	(1401条～1405条)
第8節	契約譲渡	(1406条～1410条)
第9節	第三者のためにする契約	(1411条～1413条)
第10節	仮装行為	(1414条～1417条)
第11節	契約の無効	(1418条～1424条)
第12節	契約の取消し	
第1款	無能力	(1425条～1426条)
第2款	同意の瑕疵	(1427条～1440条)
第3款	取消しの訴権	(1441条～1446条)
第13節	契約の破棄	(1447条～1452条)
第14節	契約の解除	
第1款	不履行による解除	(1453条～1462条)
第2款	後発的不能	(1463条～1466条)
第3款	莫大損害	(1467条～1469条)
第14節の2	消費者契約	(1469条の2条～1469条の6)
第3章	各種の契約	
第1節	売買	
第1款	一般規定	(1470条～1509条)
第1目	売主の義務	(1476条～1497条)
第2目	買主の義務	(1498条～1499条)
第3目	合意による買戻し	(1500条～1509条)

- 第2款 動産の売買
 - 第1目 一般規定 (1510条～1519条)
 - 第2目 試味売買、試品売買、見本売買 (1520条～1522条)
 - 第3目 所有権留保付き売買 (1523条～1526条)
 - 第4目 証券に基づきかつ証券と引換えの支払いをもってする売買 (1527条～1530条)
 - 第5目 有価証券の期限付き売買 (1531条～1536条)
- 第3款 不動産の売買 (1537条～1541条)
- 第4款 相続財産の売買 (1542条～1547条)
- 第2節 戻り付証券譲渡 (1548条～1551条)
- 第3節 交換 (1552条～1555条)
- 第4節 評価契約 (1556条～1558条)
- 第5節 供給契約 (1559条～1570条)
- 第6節 賃貸借
 - 第1款 総則 (1571条～1606条)
 - 第2款 市街地の賃貸借 (1607条～1614条)
 - 第3款 収益物に関する賃貸借
 - 第1目 一般規定 (1615条～1627条)
 - 第2目 農地の賃貸借 (1628条～1646条)
 - 第3目 直接の耕作者に対する賃貸借 (1647条～1654条)
- 第7節 請負 (1655条～1677条)
- 第8節 運送
 - 第1款 一般規定 (1678条～1680条)
 - 第2款 人の運送 (1681条～1682条)
 - 第3款 物の運送 (1683条～1702条)
- 第9節 委任
 - 第1款 一般規定
 - 第1目 受任者の義務 (1703条～1718条)
 - 第2目 委任者の義務 (1719条～1721条)
 - 第3目 委任の終了 (1722条～1730条)
 - 第2款 売買委託 (1731条～1736条)
 - 第3款 運送委託 (1737条～1741条)
- 第10節 代理商契約 (1742条～1753条)
- 第11節 仲介 (1754条～1765条)
- 第12節 寄託
 - 第1款 寄託一般 (1766条～1782条)
 - 第2款 旅店における寄託 (1783条～1786条)
 - 第3款 普通倉庫業者への寄託 (1787条～1797条)
- 第13節 合意による係争物寄託 (1798条～1802条)

第14節	使用貸借	(1803条～1812条)
第15節	消費貸借	(1813条～1822条)
第16節	当座勘定	(1823条～1833条)
第17節	銀行契約	
第1款	銀行寄託	(1834条～1838条)
第2款	個人用貸金庫に関する銀行業務	(1839条～1841条)
第3款	当座貸越の開設	(1842条～1845条)
第4款	銀行貸付	(1846条～1851条)
第5款	当座勘定における銀行の操作	(1852条～1857条)
第6款	銀行割引	(1858条～1860条)
第18節	永続的定期金	(1861条～1871条)
第19節	終身定期金	(1872条～1881条)
第20節	保険	
第1款	一般規定	(1882条～1903条)
第2款	損害保険	(1904条～1918条)
第3款	生命保険	(1919条～1927条)
第4款	再保険	(1928条～1931条)
第5款	最終規定	(1932条)
第21節	博戯および賭事	(1933条～1935条)
第22節	保証	
第1款	一般規定	(1936条～1943条)
第2款	債権者および保証人間の関係	(1944条～1948条)
第3款	保証人および主債務者間の関係	(1949条～1953条)
第4款	数人の保証人間の関係	(1954条)
第5款	保証の終了	(1955条～1957条)
第23節	信用供与の委任	(1958条～1959条)
第24節	果実充当付き不動産担保	(1960条～1964条)
第25節	和解	(1965条～1976条)
第26節	債権者への財産の委付	(1977条～1986条)
第4章	一方予約	(1987条～1991条)
第5章	信用証券	
第1節	一般規定	(1992条～2002条)
第2節	持参人払い式の証券	(2003条～2007条)
第3節	指図証券	(2008条～2020条)
第4節	記名証券	(2021条～2027条)
第6章	事務管理	(2028条～2032条)
第7章	非債弁済	(2033条～2040条)
第8章	不当利得	(2041条～2042条)
第9章	不法行為	(2043条～2059条)

第5編 労働

第1章 職業的活動の規律

第1節 一般規定 (2060条～2062条)

第2節 共同的な規定および団体的な取引協定〔削除〕

第3節 団体的な労働契約およびそれと同価値の規範〔削除〕

第2章 企業における労働 (2082条～2221条)

第3章 自律的労働 (2222条～2238条)

第4章 特別の関係における従属的な労働 (2239条～2246条)

第5章 会社

第1節 一般規定 (2247条～2250条)

第2節 単純会社 (2251条～2290条)

第3節 合名会社 (2291条～2312条)

第4節 単純合資会社 (2313条～2324条)

第5節 株式会社 (2325条～2451条)

第6節 株式合資会社 (2452条～2461条)

第7節 有限責任会社 (2462条～2483条)

第8節 資本に関する会社の解散および清算 (2484条～2496条)

第9節 会社の運営と調整 (2497条～2497条の7)

第10節 変更、合併および分割 (2498条～2506条の4)

第11節 外国に置いて設立された会社 (2507条～2510条)

第6章 協同組合および相互保険会社 (2511条～2548条)

第7章 合弁会社 (2549条～2554条)

第8章 企業体 (2555条～2574条)

第9章 知的創作物および工業発明に関する権利 (2575条～2594条)

第10章 競業および提携に関する規律 (2595条～2620条)

第11章 会社および提携会社に関する処罰規定 (2621条～2642条)

第6編 諸権利の保護

第1章 登記 (2643条～2696条)

第2章 証拠 (2697条～2739条)

第3章 財産的責任、優先権の原因および財産的担保の保存 (2740条～2906条)

第4章 権利に関する裁判上の保護 (2907条～2933条)

第5章 時効および失権 (2934条～2969条)

〔スイス民法〕

序章 (1条～10条)

第1編 人の法 (11条～89条の2)

第2編 家族法 (90条～456条)

第3編 相続法 (457条～640条)

第4編	物権法	(641条～977条)
最終章	民法典の施行及び適用	(1条～61条)

〔スイス債務法〕

第1編	総則	(1条～183条)
第1章	債務の成立	
第1節	契約による成立	(1条～40f条)
第2節	不法行為による成立	(41条～61条)
第3節	不当利得による成立	(62条～67条)
第2章	債務の効力	
第1節	債務の履行	(68条～96条)
第2節	不履行の効果	(97条～109条)
第3節	第三者に対する関係	(110条～113条)
第3章	債務の消滅	(114条～142条)
第4章	債務の諸態様	
第1節	連帯債権・債務	(143条～150条)
第2節	条件	(151条～157条)
第3節	手付金、解約金、賃金控除及び違約金	(158条～163条)
第5章	債権譲渡及び債務引受	(164条～183条)
第2編	個別的契約関係	(184条～551条)
第6章	売買及び交換	
第1節	総則	(184条～186条)
第2節	動産売買	(187条～215条)
第3節	不動産売買	(216条～221条)
第4節	特殊の売買	(222条～236条)
第5節	交換契約	(237条～238条)
第7章	贈与	(239条～252条)
第8章	賃貸借	
第1節	総則	(253条～268b条)
第2節	居住用賃貸借及び商業用店舗賃貸借における賃貸人の濫用的賃料設定その他の濫用的要求に対する保護	(269条～270e条)
第3節	居住用賃貸借及び商業用店舗賃貸借における解約に対する保護	(271条～273c条)
第4節	関係機関及び手続	(274条～274g条)
第8章の2	用益賃貸借契約	(275条～304条)
第9章	貸借	
第1節	使用貸借	(305条～311条)
第2節	消費貸借	(312条～318条)
第10章	労働契約	

第1節	個別的労働契約	(319条～343条)
第2節	各種の個別的労働契約	(344条～355条)
	A. 徒弟修業契約	(344条～346a条)
	B. 出張販売員契約	(347条～350a条)
	C. 在宅労働契約	(351条～354条)
	D. 一般規定の適用可能性	(355条)
第3節	集団的労働契約及び標準的労働契約	(356条～360f条)
	A. 集団的労働契約	(356条～358条)
	B. 標準的労働契約	(359条～360f条)
第4節	強行規定	(361条～362条)
第11章	請負契約	(363条～379条)
第12章	出版契約	(380条～393条)
第13章	委任	
第1節	単純委任	(394条～406条)
第1節の2	婚姻又はパートナーシップの仲介のための委任	(406a条～406h条)
第2節	信用状及び信用供与の委任	(407条～411条)
第3節	仲立契約	(412条～418条)
第4節	代理商契約	(418a条～418v条)
第14章	事務管理	(419条～424条)
第15章	問屋	(425条～439条)
第16章	貨物運送契約	(440条～457条)
第17章	支配人その他の商業代理	(458条～465条)
第18章	指図	(466条～471条)
第19章	寄託	(472条～491条)
第20章	保証	(492条～512条)
第21章	博戯及び賭事	(513条～515a条)
第22章	終身定期金契約及び資産提供による終身扶養	(516条～529条)
第23章	単純組合	(530条～551条)
第3編	会社及び協同組合	(552条～926条)
第4編	商業登記、商号及び商業帳簿	(927条～964条)
第5編	有価証券	(965条～1186条)

〔ドイツ民法〕

第1編 総則

第1章 人

第1節 自然人、消費者、事業者 (1条～14条)

第2節 法人 (21条～89条)

第2章 物、および、動物 (90条～103条)

第3章 法律行為

第1節 行為能力 (104条～185条)

第2節 意思表示 (116条～144条)

第3節 契約 (145条～157条)

第4節 条件、および、期限 (158条～163条)

第5節 代理、および、代理権 (164条～181条)

第6節 事前の同意、および、追認 (182条～185条)

第4章 期間 (186条～193条)

第5章 消滅時効

第1節 消滅時効の対象、および、期間 (194条～225条)

第2節 消滅時効の停止、進行停止、および、再開 (203条～213条)

第3節 消滅時効の効果 (214条～218条)

第6章 権利濫用、自力防衛、自力救済 (226条～231条)

第7章 担保の供与 (232条～240条)

第2編 債務関係法

第1章 債務関係の内容

第1節 給付義務 (241条～292条)

第2節 債権者の遅滞 (293条～304条)

第2章 普通取引約款による法律行為に基づく債務関係の形成 (305条～310条)

第3章 契約に基づく債務関係

第1節 成立、内容、および、終了

第1款 成立 (311条～311c条)

第2款 特別の販売形態 (312条～312f条)

第3款 契約の改訂、および、終了 (313条～314条)

第4節 一方的な給付決定権 (315条～319条)

第2節 双務契約 (320条～326条)

第3節 第三者に対する給付の約束 (328条～335条)

第4節 手付、違約罰 (336条～345条)

第5節 解除、消費者契約における撤回権、および、返還権

第1款 解除 (346条～354条)

第2款 消費者契約における撤回権、および、返還権 (355条～359条)

第4章 債務関係の消滅

第1節 履行 (362条～371条)

第2節 供託 (372条～386条)

第3節 相殺 (387条～396条)

第4節 免除 (397条)

- 第5章 債権の譲渡 (398条～413条)
- 第6章 債務引受け (414条～418条)
- 第7章 複数の債務者および債権者 (420条～432条)
- 第8章 個別の債務関係
 - 第1節 売買、交換
 - 第1款 総則 (433条～480条)
 - 第2款 特殊な売買
 - 第1目 試味売買 (454条～455条)
 - 第2目 買戻し (456条～462条)
 - 第3目 先買 (463条～473条)
 - 第3款 消費動産売買 (474条～479条)
 - 第4款 交換 (480条)
 - 第2節 一時的居住権契約 (481条～487条)
 - 第3節 消費貸借契約、事業者と消費者の間の金融支援および割賦供給契約
 - 第1款 消費貸借契約
 - 第1目 総則 (488条～490条)
 - 第2目 消費者消費貸借契約の特則 (491条～505条)
 - 第2款 事業者と消費者の間の金融支援 (506条～509条)
 - 第3款 事業者と消費者の間の割賦供給契約 (510条)
 - 第4款 強行法規性、開業者への適用 (511条、512条)
 - 第4節 贈与 (516条～534条)
 - 第5節 使用貸借契約、用益貸借契約
 - 第1款 使用貸借関係に関する総則 (535条～548条)
 - 第2款 住居に関する使用貸借関係
 - 第1目 総則 (549条～555条)
 - 第2目 賃料
 - 第1Unterkapitel 賃料に関する約定 (556条～556bb条)
 - 第2Unterkapitel 賃料額に関する規制 (557条～561条)
 - 第3目 賃貸人の質権 (562条～562d条)
 - 第4目 契約当事者の交代 (563条～567b条)
 - 第5目 使用貸借の終了
 - 第1Unterkapitel 総則 (568条～572条)
 - 第2Unterkapitel 期限の定めのない使用貸借 (573条～574c条)
 - 第3Unterkapitel 期限の定めのある使用貸借 (575条～575a条)
 - 第4Unterkapitel 社宅 (576条～576b条)
 - 第6目 賃貸住居に対する住居所有権の設定に関する特則 (577条～577a条)

- 第3款 他の物の使用貸借関係 (578条～580a条)
- 第4款 用益貸借契約 (581条～584b条)
- 第5款 農地用益貸借契約 (585条～597条)
- 第6節 使用貸借 (598条～606条)
- 第7節 物品消費貸借 (607条～609条)
- 第8節 雇用契約 (611条～630条)
- 第9節 請負契約、および、類似の契約
 - 第1款 請負契約 (631条～651条)
 - 第2款 旅行契約 (651a条～651m条)
- 第10節 仲立契約
 - 第1款 総則 (652条～655条)
 - 第2款 事業者と消費者の間の消費貸借仲立契約 (655a条～655e条)
 - 第3款 婚姻仲立 (656条)
- 第11節 懸賞広告 (657条～661a条)
- 第12節 委任、事務処理契約、および、決済サービス
 - 第1款 委任 (662条～674条)
 - 第2款 事務処理契約 (675条～675b条)
 - 第3款 決済サービス
 - 第1目 総則 (675c条～675e条)
 - 第2目 決済サービス契約 (675f条～675i条)
 - 第3目 決済サービス契約の実行、および、利用
 - 第1Unterkapitel 決済取引の権限認証:決済認証(675j条～675m条)
 - 第2Unterkapitel 決済取引の執行 (675n条～675t条)
 - 第3Unterkapitel 責任 (675u条～676c条)
- 第13節 事務管理 (677条～687条)
- 第14節 寄託 (688条～700条)
- 第15節 宿主による物の賠償 (701条～704条)
- 第16節 組合 (705条～740条)
- 第17節 共同関係 (741条～758条)
- 第18節 終身定期金 (759条～761条)
- 第19節 不完全債務 (762条～763条)
- 第20節 保証 (765条～778条)
- 第21節 和解 (779条)
- 第22節 債務約束、債務承認 (780条～782条)
- 第23節 指図 (783条～792条)
- 第24節 無記名債務証券 (793条～808条)
- 第25節 物の呈示 (809条～811条)

- 第26節 不当利得 (812条～822条)
- 第27節 不法行為 (823条～853条)
- 第3編 物権法
 - 第1章 占有 (854条～872条)
 - 第2章 土地の権利に関する総則 (873条～902条)
 - 第3章 所有権 (903条～1011条)
 - 第4章 役権 (1018条～1093条)
 - 第5章 先買権 (1094条～1104条)
 - 第6章 物的負担 (1105条～1112条)
 - 第7章 抵当権、土地債務、定期土地債務 (1113条～1203条)
 - 第8章 物、および、権利に対する質権 (1204条～1296条)
- 第4編 家族法
 - 第1章 民事婚 (1297条～1588条)
 - 第2章 血族関係 (1589条～1772条)
 - 第3章 後見、法的世話、保護 (1773条～1921条)
- 第5編 相続法
 - 第1章 相続順位 (1922条～1941条)
 - 第2章 相続人の法的地位 (1942条～2063条)
 - 第3章 遺言 (2064条～2273条)
 - 第4章 相続契約 (2274条～2302条)
 - 第5章 遺留分 (2303条～2338条)
 - 第6章 相続欠格 (2339条～2345条)
 - 第7章 相続放棄 (2346条～2352条)
 - 第8章 相続証書 (2353条～2370条)
 - 第9章 相続財産の売却 (2371条～2385条)

〔スペイン民法〕

前章 法規範、その適用および効果

- 第1節 法源 (1条～2条)
- 第2節 法規範の適用 (3条～5条)
- 第3節 法規範の一般的効果 (6条～7条)
- 第4節 国際私法の規範 (8条～12条)
- 第5節 国内において共存する民事法制度の適用範囲 (13条～16条)

第1編 人

- 第1章 スペイン人と外国人 (17条～28条)
- 第2章 民法上的人格の発生と消滅 (29条～39条)
- 第3章 住所 (40条～41条)
- 第4章 婚姻 (42条～107条)
- 第5章 父性と親子関係 (108条～141条)

- 第6章 親族間の扶養料 (142条～153条)
- 第7章 父子関係 (154条～180条)
- 第8章 失踪 (181条～198条)
- 第9章 無能力 (199条～214条)
- 第10章 後見、補佐、監護 (215条～313条)
- 第11章 成年および親権解放 (314条～324条)
- 第12章 身分登記 (325条～332条)
- 第2編 財物、所有権およびその制限
 - 第1章 財物の種類 (333条～347条)
 - 第2章 所有権 (348条～391条)
 - 第3章 財物の共有 (392条～406条)
 - 第4章 特殊の所有権 (407条～429条)
 - 第5章 占有権 (430条～466条)
 - 第6章 用益権、使用権、居住権 (467条～529条)
 - 第7章 地役権 (530条～604条)
 - 第8章 所有権登記 (605条～608条)
- 第3編 所有権取得に関する各種の方法
 - 前置規定 (609条)
 - 第1章 先占 (610条～617条)
 - 第2章 贈与 (618条～656条)
 - 第3章 相続 (657条～1087条)
- 第4編 債権債務関係および契約
 - 第1章 債権債務関係
 - 第1節 一般規定 (1088条～1093条)
 - 第2節 債権債務関係の性質および効果 (1094条～1112条)
 - 第3節 債権債務関係の種類
 - 第1款 単純のおよび条件付きの債務 (1113条～1124条)
 - 第2款 期限付きの債務 (1125条～1130条)
 - 第3款 選択債務 (1131条～1136条)
 - 第4款 共同債務および連帯債務 (1137条～1148条)
 - 第5款 可分債務及び不可分債務 (1149条～1151条)
 - 第6款 違約金条項付きの債務 (1152条～1155条)
 - 第4節 債権債務関係の消滅
 - 一般規定 (1156条)
 - 第1款 弁済 (1157条～1171条)
 - 弁済による代位 (1172条～1174条)
 - 財物の移転による弁済 (1175条)
 - 弁済の提供および供託 (1176条～1181条)
 - 第2款 支払われるべき物の滅失 (1182条～1186条)

- 第3款 債務免除 (1187条～1191条)
- 第4款 権利の混同 (1192条～1194条)
- 第5款 相殺 (1195条～1202条)
- 第6款 更改 (1203条～1213条)
- 第5節 債権債務関係の証拠
 - 一般規定 (1214条～1215条)
 - 第1款 公正証書 (1216条～1224条)
 - 私書証書 (1225条～1230条)
 - 第2款 自白 (1231条～1239条)
 - 第3款 裁判官による人的尋問 (1240条～1241条)
 - 第4款 鑑定人による証拠 (1242条～1243条)
 - 第5款 証言による証拠 (1244条～1248条)
 - 第6款 推定 (1249条～1253条)
- 第2章 契約
 - 第1節 一般規定 (1254条～1260条)
 - 第2節 契約の有効性に関する本質的要件
 - 一般規定 (1261条)
 - 第1款 同意 (1262条～1270条)
 - 第2款 契約の目的 (1271条～1273条)
 - 第3款 契約の原因 (1274条～1277条)
 - 第3節 契約の有効性 (1278条～1280条)
 - 第4節 契約の解釈 (1281条～1289条)
 - 第5節 契約の取消し (1290条～1299条)
 - 第6節 契約の無効 (1300条～1314条)
- 第3章 夫婦財産制 (1315条～1444条)
- 第4章 売買
 - 第1節 売買契約の性質と方式 (1445条～1456条)
 - 第2節 売買の能力 (1457条～1459条)
 - 第3節 売却物の滅失における売買契約の効果 (1460条)
 - 第4節 売主の義務
 - 第1款 一般規定 (1461条)
 - 第2款 売却物の引渡し (1462条～1473条)
 - 第3款 担保責任
 - 第1目 追奪における担保責任 (1475条～1483条)
 - 第2目 売却物の隠れた瑕疵や制限に関する担保責任 (1484条～1499条)
 - 第5節 契約の取消し (1500条～1505条)
 - 第6節 売買の解除
 - 一般規定 (1506条)

第1款	合意解除	(1507条～1520条)
第2款	法定解除	(1521条～1525条)
第7節	債権およびその他の無体財産権の譲渡	(1526条～1536条)
第8節	一般規定	(1537条)
第5章	交換	(1538条～1541条)
第6章	賃貸借契約	
第1節	一般規定	(1542条～1545条)
第2節	農地と市街地の賃貸借	
第1款	一般規定	(1546条～1553条)
第2款	賃貸人と賃借人の権利および義務	(1554条～1574条)
第3款	農地の賃貸借に関する特別規定	(1575条～1579条)
第4款	市街地の賃貸借に関する特別規定	(1580条～1582条)
第3節	仕事および労務の賃貸借	
第1款	家事使用人と給与労働者の労務	(1583条～1587条)
第2款	調整額および定額による仕事	(1588条～1600条)
第3款	人および物に関する水運および陸運	(1601条～1603条)
第7章	借地契約	
第1節	一般規定	(1604条～1627条)
第2節	永代賃貸借に関する借地契約	
第1款	永代賃貸借に関する規定	(1628条～1654条)
第2款	土地賃貸借および永代賃貸借に類似するその他の契約	(1655条～1656条)
第3節	委託に関する借地契約	(1657条～1660条)
第4節	保存に関する借地契約	(1661条～1664条)
第8章	組合	
第1節	一般規定	(1665条～1678条)
第2節	組合員の義務	
第1款	組合員間における組合員の義務	(1679条～1696条)
第2款	第三者に対する組合員の義務	(1697条～1699条)
第3節	組合の消滅の態様	(1700条～1708条)
第9章	委任	
第1節	委任の性質、方式および種類	(1709条～1717条)
第2節	受任者の義務	(1718条～1726条)
第3節	委任者の義務	(1727条～1731条)
第4節	委任の終了の態様	(1732条～1739条)
第10章	貸借	
一般規定		(1740条)
第1節	使用貸借	
第1款	使用貸借の性質	(1741条～1742条)

- 第2款 使用借主の義務 (1743条～1748条)
- 第3款 使用貸主の義務 (1749条～1752条)
- 第2節 単なる貸借 (1753条～1757条)
- 第11章 寄託
 - 第1節 寄託一般および各種の寄託 (1758条～1759条)
 - 第2節 本来的な寄託
 - 第1款 寄託契約の性質と本質 (1760条～1762条)
 - 第2款 任意的な寄託 (1763条～1765条)
 - 第3款 受寄者の義務 (1766条～1778条)
 - 第4款 寄託者の義務 (1779条～1780条)
 - 第5款 必要的な寄託 (1781条～1784条)
 - 第3節 差押え (1785条～1789条)
- 第12章 射倖契約および賭事
 - 第1節 一般規定 (1790条)
 - 第2節 保険契約 (1791条～1797条)
 - 第3節 博戯および賭事 (1798条～1801条)
 - 第4節 終身定期金 (1802条～1808条)
- 第13章 和解および仲裁
 - 第1節 和解 (1809条～1819条)
 - 第2節 仲裁 (1820条～1821条)
- 第14章 保証
 - 第1節 保証の性質と範囲 (1822条～1829条)
 - 第2節 保証の効果
 - 第1款 保証人と債権者間における保証の効果 (1830条～1837条)
 - 第2款 債務者と保証人間における保証の効果 (1838条～1843条)
 - 第3款 共同保証人間における保証の効果 (1844条～1846条)
 - 第3節 保証の消滅 (1847条～1853条)
 - 第4節 法定保証および裁判による保証 (1854条～1856条)
- 第15章 質、抵当および不動産質
 - 第1節 質および抵当に共通の規定 (1857条～1862条)
 - 第2節 質 (1863条～1873条)
 - 第3節 抵当 (1874条～1880条)
 - 第4節 不動産質 (1881条～1886条)
- 第16章 合意のない契約による債権債務
 - 第1節 準契約
 - 一般規定 (1887条)
 - 第1款 事務管理 (1888条～1894条)

- 第2款 非債受領 (1895条～1901条)
- 第2節 過失または注意義務違反から生じる債権債務関係 (1902条～1910条)
- 第17章 債権の競合および優先性
 - 第1節 一般規定 (1911条～1920条)
 - 第2節 債権の分類 (1921条～1925条)
 - 第3節 債権に関する優先性 (1926条～1929条)
- 第18章 時効
 - 第1節 一般規定 (1930条～1939条)
 - 第2節 所有権とその他の物権に関する時効 (1940条～1960条)
 - 第3節 訴権の時効 (1961条～1975条)

〔オーストリア民法〕

- 序 民法全般について (1条～14条)
- 第1編 人に関する法
 - 第1節 人的特質、および、人的関係に関する法 (15条～43条)
 - 第2節 婚姻法 (44条～100条) (101条～136条削除)
 - 第3節 親子間の権利 (137条～186a条)
 - 第4節 他人の世話、管理、後見 (187条～283条) (284条削除)
- 第2編 財産に関する法
 - 財産、および、その法的区分 (285条～308条)
 - 第1章 物的権利
 - 第1節 占有 (309条～352条)
 - 第2節 所有権 (353条～379条)
 - 第3節 先占による所有権の取得 (380条～403条)
 - 第4節 増加による所有権の取得 (404条～422条)
 - 第5節 譲渡による所有権の取得 (423条～446条)
 - 第6節 質権 (447条～471条)
 - 第7節 役権 (472条～530条)
 - 第8節 相続権 (531条～551条)
 - 第9節 最終意思の表示全般、および、とりわけ遺言 (552条～603条)
 - 第10節 後位相続、および、信託遺贈 (604条～646条)
 - 第11節 遺贈 (647条～694条)
 - 第12節 最終意思の制限と取消し (695条～726条)
 - 第13節 法定相続 (727条～761条)
 - 第14節 遺留分、および、遺留分・相続分への算入 (762条～796条)
 - 第15節 遺産の取得 (797条～824条)

第16節 共有、および、その他の物的権利 (825条～858条)

第2章 人的財産権

第17節 契約、および、法律行為全般

人的財産権の基礎付け (859条)

懸賞広告 (860条～860b条)

契約の締結 (861条～864a条)

有効な契約の要件

1. 人の能力 (865条～867条) (866条削除)

2. 真の同意 (869条～877条)

3. 実現可能性、および、適法性 (878条～880a条)

第三者のためにする契約 (881条～882条)

契約の方式 (883条～886条) (887条削除)

共同の債務または債権 (888条～890条)

共同連帯債権債務 (891条～896条)

契約に関する付随規定

1. 条件 (897条～900条)

2. 動機 (901条)

3. 履行の時期、場所、方法 (902条～907条)

4. 手付金 (908条)

5. 解約金 (909条～911条)

6. 付随費用 (912条～913条)

契約に関する解釈規定 (914条～916条)

有償契約、および、有償行為に関する一般規定 (917条～921条)

瑕疵担保 (922条)

瑕疵担保が認められる場合 (923条)

瑕疵の推定 (924条～930条)

瑕疵担保の要件 (931条)

瑕疵担保に基づく権利 (932条～932a条)

瑕疵担保に基づく権利の消滅 (933条)

損害賠償請求 (933a条)

特別の償還請求 (933b条)

二分の一を超える価値下落に基づく損害賠償 (934条～935条)

将来の契約締結の合意 (936条)

抗弁の放棄 (937条)

第18節 贈与

贈与 (938条)

遺棄が贈与となる場合 (939条)

報酬としての贈与 (940条～941条)

負担付き贈与 (942条)

贈与契約の方式 (943条)
贈与の範囲 (944条)
贈与者の責任範囲(他人物贈与) (945条)
贈与の撤回不可能性 (946条)

例外

1. 無資力 (947条)
2. 忘恩行為 (948条、494条)
3. 扶養義務の縮小 (950条)
4. 遺留分 (951条、952条)
5. 債権者 (953条)
6. 贈与契約締結後の子の出生 (954条)

相続されない贈与 (955条)

死亡時の贈与 (956条)

第19節 寄託

寄託契約 (957条、958条)

消費貸借または使用貸借契約での寄託 (959条)

代理権授与に伴う寄託 (960条)

受託者の義務、および、権利 (961条～966条)

寄託者の義務、および、権利 (967条)

係争物の保管人 (968条)

受寄者の報酬請求権 (969条)

旅客宿泊 (970条～970c条)

第20節 使用貸借

使用貸借契約 (971条)

借主の権利、および、義務

1. 使用関連 (972条)
2. 返還関連 (973条～977条)
3. 毀損関連 (978条～980条)
4. 維持費関連 (981条)

相互請求の制限 (982条)

第21節 消費貸借

消費貸借 (983条)

消費貸借契約の種類 (984条)

価値の増減 (985条)

消費貸借契約の期間および終了 (986条)

消費貸借契約の特別解約告知 (987条)

信用契約 (988条)

信用契約の期間および終了 (989条)

信用供与者の解約告知権に関する合意の無効 (990条)

信用返済の拒絶 (991条)

利息、および、複利 (1000条) (992条~999条、1001条削除)

第22節 委任 (Bevollmächtigungsvertrag)、および、その他の事務処理

委任契約 (1002条、1003条)

有償または無償での委任 (1004条)

口頭または書面による委任 (1005条)

制限された委任、または、無制限の委任 (1007条~1008条)

受任者の権利、および、義務 (1009条~1013条)

委任者の権利、および、義務 (1014条~1016条)

第三者との関係 (1017条~1018条)

撤回による契約の解消 (1020条)

当事者の死亡 (1022条~1023条)

当事者の破産 (1024条)

義務の存続期間 (1025条~1026条)

役員者に対する黙示の委任 (1027条~1033条)

裁判所による、または法律上の委任 (1034条)

事務管理 (1035条)

緊急事務管理 (1036条)

他人の利益のための事務管理 (1037条~1039条)

他人の意思に反する事務管理 (1040条)

他人のためにする財産の使用 (1041条~1044条)

第23節 交換

交換 (1045条~1046条)

交換者の権利、および、義務 (1047条~1052条)

とりわけ危険に関して (1048条~1049条)

引渡し前の使用に関して (1050条~1052条)

第24節 売買

売買契約 (1053条)

売買契約の成立要件 (1054条)

売買代金に関する要件 (1055条~1060条)

a) 現金性, b) 確定性, c) 適法性

売主の義務 (1061条)

買主の義務 (1062条~1063条)

売買目的物の危険および使用 (1064条)

見込み売買 (1065条)

総則性 (1066条)

特殊な売買または売買契約の付随契約 (1067条)

再売買が留保された販売 (1068条~1070条)

買戻しの留保された売買 (1071条)

先買権の留保 (1072条～1079条)
試味売買 (1080条～1082条)
より有利な買主に販売する権利の留保 (1083条～1085条)
販売の委託 (1086条～1089条)

第25節 用益賃貸借契約、永小作契約、および永借地契約

用益賃貸借契約 (1090条)
I. 賃貸借契約 (1091条～)
成立要件 (1092条～1093条)
効果 (1094条～1095条)
双方の権利 (1096条～1121条)
1. 貸与、維持、使用に関する権利 (1096条～1098条)
2. 負担 (1099条)
3. 賃料 (1100条～1108条)
4. 返還 (1109条～1111条)
5. 賃貸借契約の終了 (1112条～1121条)
a) 目的物の滅失, b) 期間の満了, c) 解約, d) 目的物の譲渡
(1122条～1150条削除)

第26節 役務提供に関する契約

雇用契約、および、請負契約 (1151条～1152条)
1. 雇用契約 (1153条～1164a条)
報酬請求権, 解約告知期間, 解約告知期間中の休暇, 倒産手続, 期間前の解消, 証拠, 強行法規性, 自由労働者の労働証書
2. 請負契約 (1165条～1171条)
瑕疵担保 (1167条)
仕事の挫折 (1168条～1168a条)
配慮義務 (1169条)
報酬の支払 (1170条～1170a条)
建築契約における保証 (1170b条)
死亡による終了 (1171条)
3. 出版契約 (1172条～1173条)
4. 不法な目的のためになされた給付 (1174条)

第27節 財産の共有に関する契約

営利会社の設立・概念 (1175条)
区分 (1176条～1177条)
設立の方式 (1178条～1180条)
契約の効力、および、現実の出資 (1181条)
組合財産 (1182条～1183条)
組合員の権利および義務
組合財産への出資 (1184条)

寄与	(1185条～1188条)
組合財産への追加出資	(1189条)
委託された業務の執行	(1190条)
損害の責任	(1191条)
利得の配分	(1192条～1195条)
損失の配分	(1197条)
計算書作成	(1198条～1200条)
非組合員との関係	(1201条～1204条)
組合の解消、および、組合からの脱退	(1205条～1214条)
組合財産の分割	(1215条～1216条)
第28節 夫婦財産契約	(1217条～1266条)
第29節 射倖契約	
射倖契約	(1267条～1268条)
射倖契約の種類	(1269条～1292条)
1. 賭事	(1270条～1271条)
2. 博戯	(1272条)
3. くじ引き	(1273条)
4. 期待に基づく売買	(1275条～1283条)
5. 終身定期金	(1284条～1286条)
6. 社会扶助	(1287条)
7. 保険契約	(1288条～1291条)
8. 冒険貸借、および、海運保険	(1292条)
第30節 損害賠償、および、補償請求権	(1293条～1341条)
第3編 人に関する法、および、財産に関する法に共通する諸規定	
第1節 権利、および、義務の担保	
権利を担保するための方法	(1343条)
I. 第三者の負担による担保	(1344条～1345条)
a. 保証人	(1346条)
b. 連帯債務者	(1347条)
賠償の保証	(1348条)
保証できる者	(1349条)
保証の目的となる義務の範囲	(1350条～1352条)
保証の範囲	(1353条～1354条)
効力	(1355条～1362条)
保証の終了事由	(1363条～1367条)
II. 質権契約による担保	(1368条)
質権契約の効力	(1369条、1370条)
許されない条件	(1371条～1372条)
担保の給付がなされる通常の方法	(1373条～1374条)

第2節 権利、および、義務の変更

権利および義務の変更 (1375条)

1. 更改による変更 (1376条～1379条)
2. 和解 (1380条～1381条)
 - 対象に関する和解の無効 (1382条～1384条)
 - その他の瑕疵 (1385条～1388条)
 - 付随義務に関する効力 (1390条～1391条)
3. 譲渡 (1392条～1399条)
 - 譲渡の対象 (1393条)
 - 効力 (1394条～1396条)
 - 譲渡禁止 (1396a条)
 - 譲渡者の責任 (1397条～1399条)
4. 指図 (1400条～1403条)
5. 債務引受け (1404条～1410条)

第3節 権利、および、義務の消滅

権利および義務の消滅 (1411条)

1. 弁済による消滅 (1412条～1437条)
 - 弁済方法, 弁済時期, 弁済者, 受取証書, 非債弁済
 2. 相殺 (1438条～1443条)
 3. 放棄 (1444条)
 4. 混同 (1445条～1446条)
 5. 物の滅失 (1447条)
 6. 死亡 (1448条)
 7. 時間の経過 (1449条)
- 従来の状態での使用 (1450条)

第4節 消滅時効、および、取得時効 (1451条～1502条)

対象 (1455条～1459条)

- 取得時効の要件 (1460条～1465条)
- 取得時効期間 (1466条～1477条)
- 消滅時効期間一般 (1478条～1480条)
- 例外 (1481条～1485条)
- 特別消滅時効期間 (1486条～1493条)
- 時効の停止 (1494条～1497条)
- 取得時効、または、消滅時効の効果 (1498条～1502条)

〔フランス民法〕

序章 法律の公示、効果及び適用一般 (1条～6条)

第1編 人 (7条～515条の8)

第2編 財産および所有権の様々な変容 (516条～710条)

第3編	所有権取得の様々な方法	(711条～2283条)
	一般規定	(711条～717条)
	第1章	相続 (720条～892条)
	第2章	生存者間の贈与及び遺言 (893条～1099～1条)
	第3章	契約又は合意による債務一般
	第1節	前置規定 (1101条～1107条)
	第2節	合意の有効性の基本的条件 (1108条)
	第1款	同意 (1109条～1122条)
	第2款	契約当事者の能力 (1123条～1125条の1)
	第3款	契約の目的及び内容 (1126条～1130条)
	第4款	原因 (1131条～1133条)
	第3節	債務の効果
	第1款	一般規定 (1134条～1135条)
	第2款	与える債務 (1136条～1141条)
	第3款	行い、又は行わない債務 (1142条～1145条)
	第4款	債務の不履行から生じる損害賠償 (1146条～1155条)
	第5款	合意の解釈 (1156条～1164条)
	第6款	合意の第三者に対する効果 (1165条～1167条)
	第4節	債務の様々な種類
	第1款	条件付債務 (1168条～1184条)
	第2款	期限付債務 (1185条～1188条)
	第3款	選択債務 (1189条～1196条)
	第4款	連帯債務 (1197条～1216条)
	第5款	可分債務及び不可分債務 (1217条～1225条)
	第6款	制裁条項を伴う債務 (1226条～1233条)
	第5節	債務の消滅 (1234条)
	第1款	弁済 (1235条～1264条)
	第2款	更改 (1271条～1281条)
	第3款	負債の免除 (1282条～1288条)
	第4款	相殺 (1289条～1299条)
	第5款	混同 (1300条～1301条)
	第6款	支払われるべき物の滅失 (1302条～1303条)
	第7款	合意の無効または取消の訴権 (1304条～1314条)
	第6節	債務の証明及び弁済の証明 (1315条～1369条)
	第7節	電子的形式による契約 (1369条の1～1369条の11)
	第4章	合意なしに形成される約務 (1370条)
	第1節	準契約 (1371条～1381条)
	第2節	不法行為及び準不法行為 (1382条～1386条)
	第4章の2	製造物責任 (1386条の1～1386条の18)

第5章	夫婦財産契約及び夫婦財産制	(1387条～1581条)
第6章	売買	
第1節	売買の性質及び形式	(1582条～1593条)
第2節	買受又は売却をできる者	(1594条～1597条)
第3節	売却できる物	(1598条～1601条)
第3節の1	建築予定不動産の売買	(1601条の1～1601条の4)
第4節	売主の義務	(1602条～1649条)
第5節	買主の義務	(1650条～1657条)
第6節	売買の無効及び解除	(1658条～1685条)
第7節	換価処分	(1686条～1688条)
第8節	債権その他の無体の権利の移転	(1689条～1701条)
第7章	交換	(1702条～1707条)
第8章	賃貸借契約	
第1節	一般規定	(1708条～1712条)
第2節	物の賃貸借	(1713条～1778条)
第3節	仕事及び勤労の賃貸借	(1779条～1799条の1)
第4節	家畜の賃貸借	(1800条～1831条)
第8章の2	不動産開発契約	(1831条の1～1831条の5)
第9章	組合	
第1節	一般規定	(1832条～1844条の17)
第2節	民事組合	(1845条～1870条の1)
第3節	相互組合	(1871条～1873条)
第9章の2	不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の1)
第1節	用益権者不存在の場合における不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の2～1873条の15)
第2節	用益権者存在の場合における不分割の権利の行使に関する合意	(1873条の16～1873条の18)
第10章	貸借	(1874条)
第1節	使用貸借	(1875条～1891条)
第2節	消費貸借又は単なる貸借	(1892条～1904条)
第3節	利息付貸借	(1905条～1914条)
第11章	寄託及び係争物寄託	
第1節	一般規定及びその様々な種類	(1915条～1916条)
第2節	狭義の寄託	(1917条～1954条)
第3節	係争物寄託	(1955条～1963条)
第12章	射倖契約	(1964条)
第1節	博戯及び賭事	(1965条～1967条)
第2節	終身定期金契約	(1968条～1983条)
第13章	委任	

第1節	委任の性質及び形式	(1984条～1990条)
第2節	受任者の義務	(1991条～1997条)
第3節	委任者の義務	(1998条～2002条)
第4節	委任終了の様々な方法	(2003条～2010条)
第14章	信託	(2011条～2030条)
第15章	和解	(2044条～2058条)
第16章	仲裁契約	(2059条～2061条)
第19章	不動産の売却金に対する差押及び配当	(2190条～2216条)
第20章	消滅時効	
第1節	一般規定	(2219条～2223条)
第2節	消滅時効の期間と期算点	(2224条～2227条)
第3節	消滅時効の進行	(2228条～2246条)
第4節	消滅時効の要件	(2247条～2254条)
第21章	占有と取得時効	
第1節	一般規定	(2255条～2257条)
第2節	取得時効	(2258条～2277条)
第3節	占有の保護	(2278条～2279条)
第4編	担保	(2284条～2488の5条)
第1章	人的担保	(2287条の1～2322条)
第2章	物的担保	(2323条～2488の5条)